

## 平成15年9月11日(木曜日)第3回定例会

## 出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	榎津博	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

## 欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
犬飼一好	花・緑・せせらぎ推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
三瓶正博	選挙管理委員会事務局局長	安孫子雅美	監査委員
布施崇一	事務局長	小松仁一	農業委員会事務局局長

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年9月第3回定例会

議事日程第4号

第3回定例会

平成15年9月11日(木)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

平成15年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

## 一般質問通告書

平成15年9月11日(木)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
15	市立病院の取り組みについて	女性専門外来の設置について 医薬分業における院外処方への取 り組みについて	19番 那 須 稔	市 長
16	合併問題について	市町村合併の進め方と課題につい て	17番 川 越 孝 男	市 長
17	地方分権時代における 行政課題について	分権時代における住民との共働作 業としての自治を進める上での、住 民意識の把握と行政の説明責任につ いて		市 長
18	合併問題について	再び朝日町、西川町との合併問題 について市長の見解を問う	18番 内 藤 明	市 長
19	福祉行政について	実施計画に示された特別養護老人 ホームの整備計画について		市 長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第 1、9 月 9 日に引き続き一般質問を行います。

## 那須 稔議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 15 番について、19 番那須 稔議員。

〔19 番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 おはようございます。

私は、所属している政党、公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問させていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号 15 番、市立病院の取り組みについて、初めに、女性専門外来の設置についてお伺いをいたします。

最近、女性専門外来あるいは女性専用外来という言葉をよく耳にするようになりました。女性は、一生を通してホルモンバランスが大きく変わると言われております。また、長年にわたって女性という性別、役割分業に基づいたライフスタイルを担わされた歴史があることから、女性という性別を考慮に入れて疾患を考えることの必要性が求められていると言われております。

女性は、年齢や生活スタイルによって発生する病気が男性とは異なり、特に更年期の女性は、ホルモンバランスの変化からさまざまな不快な症状や病気が生じることがあるようです。近年の死亡原因の上位を占めるようになったと言われている、いわゆる心筋梗塞や脳梗塞などの動脈硬化を主な原因とした病気なども、最近では特に更年期を境に発生している率が高いようであります。

更年期における障害は症状が多岐にわたり、縦割りの診療では根本原因がわからず、病院を転々とする人、どの診療科目に行けばよいかわからない人が少なくないと言われております。

1980 年代後半からの外国での研究によりますと、女性の生殖器それに乳腺の悪性腫瘍を除いた、その他多くの臨床研究が男性をモデルとして計画され、そこから得られた結果が女性においても同じであるかのごとく、何の疑問もなしに女性に当てはめられていたということが指摘をされ、その後、女性という性差を考慮した医療への取り組みが進められ、日本においても研究が始められていると言われております。

例えば心筋梗塞については、女性ではある時期の発症はほとんど見られないと言われるようで、糖尿病でも男性と比較すると女性は 20 歳代から 50 歳代までは少なく、60 歳代、70 歳代になると逆に女性が多くなるということ、あるいは高血圧の頻度も、女性特有の体のつくりから時期により男性とは異なった特徴を示すことなど、同じ病気でも発症の時期や自覚症状、薬の効き方に違いが見られるとのこと、また乳房の異変、産後の疾患など、男性医師に相談することが心理的に抵抗を感じる患者も多くあり、受診を先延ばしにして症状を悪化させてしまうケースもあると聞いております。

このような状況の中で、各地で女性の医療ニーズに対応するための女性専門外来を設置する動きが広がっています。全国的には特に千葉県のような先進自治体では、民間の病院にも開設費用を補助するなど、より積極的に取り組みを進めているところもあります。

また、本県では、東北中央病院が昨年 2 月に女性専門外来を設置をしております。女性医師 2 人が診療科の枠を越え女性患者の初診を担当、患者の話をじっくり聞き、症状に応じてほかの医師や診療科を紹介するシステムを取り入れております。過日視察をした際に案内してくれた担当者は、50 歳代の更年期障害の患者が多いが、20 歳前後の女性からも問い合わせが多く驚いているとのこと。これほどニーズが高いとは思わなかったと話しておりました。

また、開設直後は予約なしで行っていたところ、来院される方が多いため対応し切れず、予約に切りかえたとのこと。ことしの 9 月からは予約が殺到したため、月 2 回の診療日に週 1 日を加え、月に 4 日ふやし 6 日にしても 1 カ月以上先まで予約がいっぱいという状況。担当者の話ですと、「早期受診、早期発見が大切だが、これまでの病院は女性にとって垣根が高く、体調が悪くてもつい我慢してしまうことが多いようです。女性医

師がアドバイザーやコンサルタントという意味合いを兼ねて、早い時期に相談に乗ることが女性外来の開設のねらい」と強調しておりました。

また、診療時間も、一般外来が終了した午後2時から4時30分の時間帯で行っており、診療場所も一般の外来から離れているため、他の患者と一緒にすることなく、診療の際の精神的な負担が軽減されているなど、女性が気兼ねなく受診できるように取り組まれておりました。

女性専門外来では、女性が直面するさまざまな健康上の問題に対処するとともに、医師を初め放射線技師や検査技師など患者さんに接するスタッフがすべて女性であり、診察も1人20分くらいの時間をかけ、診察室もプライバシーの保護に十分配慮されており、女性が早い時期に安心して受診できる環境が整えられております。

そして、女性専門外来で大変なのが、それらの女性スタッフの確保であると言われております。現在、市立病院では、医師で13名中、女性医師はおらず、放射線技師は5名中1名、検査技師は4名中1名の女性スタッフとなっております。厚生労働省によりますと、2000年12月現在で医師総数25万5,792名中、女性医師は3万6,850人で、全体に占める割合は14.4%と、まだまだ少ないようであります。

女性専門外来の設置については、スタッフの確保の問題など、いろいろな課題はあるかと思いますが、本市においても市民の新たな医療ニーズにこたえるため、さらに特徴ある医療などを考えると、このような女性特有の疾患や健康の悩みを理解し、縦割りの医療の壁を越えて横断的に、かつきめ細かく対応できる相談・受診体制の構築が必要ではないかと思っております。

ことしの2月14日、公明党山形県として、女性専門外来の設置について県知事に、県民の10万5,000名の署名を提出して早期実現を要望しております。本市においても、10日間で4,800人の方から署名をいただいております。女性外来の設置の機運が、徐々にではありますが高まってきているのではないかと思います。

本市においても、市立病院に心身両面にわたる女性の健康増進を目指し、相談や医療サービスの提供体制の構築を図るために、女性専門外来の設置をしてはいかがなものかと思いますが、どのように考えておられるのか御見解をお伺いいたします。

次に、医薬分業について、医薬分業における院外処方への取り組みについてお伺いいたします。この質問については、平成10年3月の定例会でも質問をさせていただいております。今回、再度の質問になりますが、よろしくお伺いいたします。

今日、県内の病院の多くが、診療の後に院外処方箋を発行して、患者は自分の選んだ薬局で調剤をしてもらい、その薬を服用するという医薬分業のシステムを取り入れて病院の経営に当たっているのが目につきます。

我が国では、明治7年に現代の医療制度のもとになったと言われる医制がスタートしており、その制度の中でも医薬分業がうたわれていたものの、実現しなかったと言われております。

その後、昭和26年の法律で医師は患者に対して治療上、薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合は、患者または現にその看護に当たっている者に対して処方箋を交付しなければならないとあります。ただし、患者が処方箋の交付を必要としない旨を申し出た場合は、その限りでないとなっており、つまり患者が「処方箋は必要ありませんから、先生のところで薬をつくってください」と申し出た場合だけ調剤投与してよいということになっているのであります。これを任意分業といい、その当時から今日の形が整ったと言われております。このただし書きの部分があるために、なかなか医薬分業が進まなかったと言われております。

このような医薬分業については、さまざまなメリットやデメリットが指摘をされております。デメリットでは、病院・診療所などで受診した後、院外処方箋が発行されれば、患者はそれらのところから薬をもらうのに薬局に処方箋を持っていく必要があることから二度手間となり、患者にとっては不便な点があること。また、処方箋料が加わるために一部負担が少しふえるという、短所となるところなども指摘されているところです。

しかし、患者にとっては、デメリットに比べて何倍ものメリットがもたらされております。一つには、今日



の医療の現状を見ますと、医薬品の数は膨大な数に上り、またその作用は強いものが多く出ていていると言われております。

また、患者側も保険医療のおかげで気軽に受診できるわけですが、その結果、多くの科の受診や複数の医院を回る患者も多く見られ、そして、せっかくいただいた薬も、データによると3割以上が服用されないで放棄されていると言われております。また、多くの薬を一緒に服用することによって思わぬ副作用を生じることなども言われているところです。

分業によるかかりつけの薬局においては、薬歴管理を行うことによって、複数診療科受診による重複投与、相互作用のチェックによって副作用を未然に防止することができるなど、薬の投与についての安全性を向上することができる利点があります。

二つには、かかりつけの薬局では、処方した医師と提携して薬の効果、副作用、用法等について薬剤師が患者に説明などの服薬指導をすることにより、患者の薬に対する理解が深まり、調剤された薬を用法どおり服用することができるのであります。

三つには、処方箋を交付することにより、患者が投薬内容を知ることが可能になるなど。

四つには、手持ちの医薬品に縛られることなく、患者に必要な薬品を医師が自由に処方できるとともに、薬の在庫は大幅に減ることになるとのこと。

五つには、病院薬剤師の外来調剤業務が軽減することにより、病院薬剤師が入院患者のための業務に専念できるようになる。そして、薬剤師が病棟、病室を回り服薬指導することが平成8年から医療点数に加算されるようになっております、など以上のことから患者にとっては大変メリットが大きいので、患者のための医薬分業だと言われております。

本県における医薬分業の取り組みについては、医薬分業懇談会を開催し、医薬分業のあり方等について協議し提言をまとめ、その後、平成9年までには推進協議会を立ち上げ、県内の医薬分業の推進について協議をされております。また、平成6年から平成8年にかけて国庫補助事業として医薬分業定着促進事業を実施し、医薬分業の現状、問題点及び今後の課題等について協議されております。それらを踏まえて、平成9年からは医薬分業計画策定事業が取り組まれており、本県においても医療機関において医薬分業に対する考えが普及し、実際に取り組んでいる病院、診療所なども多く出てきているのではないかと思います。

以上のことから伺いいたします。

一つには、本県における医薬分業については、各医療機関では分業を推進する方向で取り組まれていると思いますが、県内の医療機関における分業率は幾らなのか。また、公立病院における医薬分業の率は幾らになっているのか。そして、市立病院にとってみた場合に、どの程度の医薬分業率になっているのかなどの医薬分業の現況について、どのようになっているのかお聞きをいたします。

二つには、本市の市立病院については現在のところ院内処方で行われているわけですが、県の医薬分業に対する取り組みなど、年々院外処方箋を発行するような取り組みがふえているとの現況にあると聞いていますが、本市の市立病院においても、医薬分業によってデメリットよりメリットの方が大きい状況にあると思います。そして、年々下がっている薬価差益などを考えると、市立病院においても院外処方を発行する医薬分業の取り組みについて考えなければならない時期かと思いますが、どのように考えておられるのか御所見をお伺いいたします。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

初めに、女性専門外来についてでございます。

御指摘もございましたように、男女には体の構造だけでなく物の考え方や行動パターンなどにも大きな違いがございまして、日常生活のさまざまな場面でその違いを意識することは、だれしもが体験していることだろうと思います。

医療の世界では女性の医師が極めて少ない状態が長く続いてきたために、女性固有の一部疾病などを除き、主に男性の症状に合わせた画一的な治療方法がとられてきましたが、近年、医学の進歩などによりまして、ホルモンバランスの変化の男女差などから、同じ疾病でも男女では症状に差異が出たり、異なる治療方法を選択すべき場合があることなどが明らかになってきました。御指摘のとおりだろうと思います。

また、女性特有の代表的な疾患である更年期の諸症状や、それに伴う心のトラブルなどは、患者の立場から見ますと、一般的に女性医師の方が安心して診療を受けられるものと言われております。

これらのことから、性別を考慮した同性、同じ性、女性なら女性、同性による医療が求められ、女性患者に対して女性スタッフが診療に当たるという女性専門外来が開設されておりますし、同じような意味合いで、特定の年齢層や症状などに対しても思春期外来、禁煙外来などの専門外来が開設されているようでございます。

当市立病院では、内科、外科、整形外科など 6 科で診療に当たっているわけですが、特定の医療ニーズにこたえるために、日常の診療のほかにさまざまなことを行っております。心臓のペースメーカー装着者を対象にしたペースメーカー外来、睡眠時無呼吸症候群外来、糖尿病教室、介護教室、看護師によるふれあい看護相談、医療ソーシャルワーカーによる医療相談、乳がん患者を対象としたチェリー会などでございます。

御提案の女性専門外来の設置についてでございますが、次のような課題があると考えております。

一つは、担当する医師の確保が難しいということでございます。医師の確保については、山形大学医学部に長年にわたって要請を行ってきた結果、昨年度当初では常勤医師が 15 名と陣容がほぼ整ってきたところではございましたが、開業のための退職や山大医学部のスタッフ事情などによる減員により、今年度は 2 名減の 13 名となっております。今年度も精力的に要請を行っておりますが、今のところ拡充のめどが立たない状況にあるところでございます。

二つ目には、女性専門外来の患者をフォローする婦人科や精神領域の心療内科が院内になく、ほとんどの場合、院内で診療を完結できないということでございます。女性専門外来を開設するためには、婦人科や精神領域の心療内科などの知識を有し、カウンセリング能力に富んだ女性医師の確保、診察後のフォロー体制と女性スタッフのバックアップ体制の構築がきとなるわけですが、それらを早急に整えることは困難な状況にあり、御理解をお願いしたいと考えておるところでございます。

しかし、こうしたニーズはますます高まることが想定されますので、当面、市立病院では次のような対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

一つは、先ほど申しあげましたふれあい看護相談の活用でございます。御承知かと思いますが、ふれあい看護相談とは、市立病院の看護師が主に外来患者を対象として、無料で疾病やさまざまな症状についての相談を行い、個々の症状ごとに生活指導や栄養指導などを行っているものでございます。この中で可能な限り女性特有の症状や疾病についての相談を行い、アドバイスや適切な受診先の紹介などを手がけるということでございます。

二つ目には、外来診療を担当する医師が、日ごろの診察の中で女性特有の症状などを見受けた場合、女性医療の充実した医療機関との積極的な診療情報の交換や紹介など、緊密な連携をもって対応するというところでござ

ざいます。

女性専門外来につきましては不十分な対応とはなりますが、このほかのさまざまな要望に対しましても、できる限り臨機応変の対応というものを重ね、受診者に信頼される病院づくりに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、医薬分業についてでございます。

医薬分業とは、御案内のように、医療機関が患者さんに薬の処方箋を発行し、患者さんが調剤薬局から薬を受け取る仕組みでございます。医療機関と薬局がそれぞれの持ち味を発揮することにより、患者さんに良質な医療を提供しようという試みで、昭和 60 年以降、国が積極的に推進したことから全国的に普及が進んできたところでございます。

平成 13 年度の分業率は、全国が 44.5%、山形県が 45.3%でございます。県内の主な病院 67 施設のうち、院外処方を行っているところは 47 施設となっております。また、県内には公立病院があるわけですが、28 ありますが、このうち 23 の病院が院外処方を行っておりますし、市立病院では 6 市中、本市を除く 5 市で実施されております。

院外処方は国の積極的な推進によりまして、このように普及してきておりますが、院外処方に期待した効果があらわれていないという指摘など、さまざまな議論がなされているところでございます。このことは、院内処方と院外処方のそれぞれに長所と短所があり、双方をどの観点で評価するかによって判断が分かれ、さらに患者さんの個々の条件によっても相当異なった受け取り方となるからでございます。

改めて院外処方の長所と短所を整理してみますと、長所は患者さん自身が処方内容を知ることができること、自由な時間帯に自分が選んだ薬局で薬を受け取ることができること、薬剤師から直接説明と服薬指導を受けられること、かかりつけ薬局が薬歴管理により重複服用や相互作用をチェックできることなどが挙げることができます。また、短所では、患者さんが医療機関と薬局に 2 度足を運ぶ必要があること、医療費が増加することなどでございます。

当市立病院では、薬の分野などでさまざまな取り組みを重ね、患者さんの負担軽減を図りながら院内処方を継続しておりますので、その内容について申しあげたいと思います。

一つは、平成 14 年 1 月、昨年 1 月から御案内のように、新たな医療情報管理システムを稼働させたことによりまして、診察室の医師の処方指示が薬局や会計窓口在即座に送信されるようになりまして、薬待ち、会計待ちの時間が短縮されたことでございます。

二つ目には、本年 7 月から個人ごとの薬の説明書にカラー写真を取り入れるとともに、記載内容についても見直しを行い、重複服用や相互作用のチェックにも活用いただけるようにしたことでございます。

三つ目には、保険診療に係る規則の改正により、平成 14 年度から薬の投与日数の制限が緩和されましたので、例えば慢性疾患などで比較的症状の安定している患者さんには、1 回の通院でこれまで 4 週間分の薬を出したものを 8 週間分にするなど、長期間の処方にしたことでございます。

市立病院では高齢の患者さんの割合が年々高くなり、歩行が大変な方や交通手段に恵まれない方も相当おられることから、二度手間とならず、物理的・時間的負担の少ない院内処方が今のところサービス上好ましいと考え継続しているところでありますが、県内の近隣地域において院外処方の割合が年々高くなり、患者さんにも定着していると感じているところでございます。このようなことから、当面は院内処方を継続しながら、院外処方の実施について検討したいと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 どうもありがとうございました。市長においては、本当に私たちの提案を真摯に受けとめていただきまして大変にありがとうございます。

女性専門外来につきましては、先ほど市長からもありましたけれども、非常に難しいのではないかというような回答でもあったような気がしますけれども、この女性専門外来については、やっぱり市長が言われるように女性医師の確保、これが非常に大変ではないかなと、このように思っているところです。

そして、寒河江市立病院には女性医師がおらないと。検査技師等に 2 名の方がおられますけれども、医師はいないと。特に、女性専門外来の場合ですと、一番いい相談、女性医師は産婦人科だということに言われますので、それからしますと、その確保についても非常に難しい問題があるのではないかなと。そして、やっぱりカウンセリングをするようなことが基調になるわけでありますので、若い医師よりもある程度経験を積んだ女性医師が必要だということで、非常に難しい問題があるような気が私もいたします。

ただ、今、山大などの生徒の医学部の卒業生などを見ますと、女性の卒業生などもだんだんふえていると。そして入学する方々もふえているということで、全国的には 14.4%ほどの女性医師の占める割合でありますけれども、今後、女性医師が多く社会に出てくる可能性が大だと、このように思っておりますので、当面すぐにはいかないかと思いますけれども、その辺を考慮にあわせて、ひとつ御検討などをしていただければなと思っております。

それから、もう一つは、施設の問題もあるのではないかなと私は思っております。そして、過日、東北中央病院の方に行ってきた際に、病院は非常に大きい病院でベッド数が 280 ということで、寒河江病院から比べますと大きい病院ですから、施設もまだ建てたばかりで、平成 7 年に新築したばかりで余分スペースもあるということから、産婦人科のちょうど奥まったところに健康管理室がありまして、その健康管理室をその日だけ 2 時から 4 時半までオープンして女性専門外来というようにしておられました。

ただ、考えてみますと、私もちょっと思ったのは、なぜ産婦人科があるのに、わざわざ奥まったところにあるのかなという疑問を持ったんですけれども、やっぱりプライバシーの配慮かなということもあるんですが、行ってみますと、ちょうど行った時間が 2 時過ぎでした。そして、ほとんど一般外来がないと。もう一般外来が終了しているということで、何ら産婦人科の本来の外来のところを使ってやってもいいような気がしたんですが、病院の配慮でちょっと奥まったところでやっているというようなことを見てきたところでした。

それから、いま一つは、やっぱり経営上の問題もあるのではないかなと。やっぱり 1 人 20 分から 30 分ぐらいかけまして、東北中央病院の場合は 2 時間半で大体最高 8 人、6 人から 8 人ということで、20 分から 30 分ぐらいかけて念入りに相談をして、そして初診ということでやっておりますので、その辺、普通ですと 3 分から 5 分診療と比べますと非常に手間暇がかかるということで、経営上からしますと非常に大変な状況下にもあるのではないかなと思ってきましたんですが、担当者の話ですと、今まで東北中央病院の場合は、乳がんが平成 14 年の 2 月からオープンして統計を見たところが、その前のときから比べますと、乳がんの発見率が 3 倍に達しているということを担当者が言っておられました。それで、女性の命を守るとりでなんだということなども話がありまして、そのほかちょうど女性ということで非常に宣伝効果があって、女性外来だけでなくほかの科にも人が来るようになったという付加価値が非常についたというような話も担当者がしておられたところでした。

そういう意味では非常に難しい点もあろうかと思えますけれども、やっぱり先ほど第 1 問でも申しあげたように、女性の立場からしますと、やっぱり女性専門外来というものが必要な科ではないかなということを、改めて東北中央病院を視察をして見てきたところでした。

それで、県内の自治体の方でも白鷹町立病院で、女性外来というような名前は出さないんですけれども、予

約診療という形でやっているという話を聞いておりますけれども、その辺どういうふうな状況になっているのか、どういうふうなことをしてどうなっているのか、1点お聞きをしたいなと思っております。

それから、医薬分業につきましては、市長の方からは当面院内処方というような取り組みの中で院外処方についても検討していきたいという答弁がありました。

この医薬分業については、先ほど市長からあったように、年々分業率が高くなっております。ちょうど私、平成10年に質問した際には全県の平均が28.9%ということで、先ほど市長からあったように45.3%、これはたしか13年度の統計の数字かと思っておりますけれども、今15年ですから、この2年間でも相当の数字がふえているのではないかなと思っております。

特に公立病院、これが分業率も上がってはきているんですけども、特に市立病院、先ほど市長からは、5市の中で病院を抱えている市がありますけれども、その中で寒河江病院1市だけが分業していないというような話もありまして、やっぱりこの分業について、先ほど言ったようにメリット・デメリットいろんな面が考えられておりますけれども、やっぱり本来の姿とすれば医薬分業というのが好ましいことではないかなと思しますので、それで市長からは検討という話がありましたけれども、これはどういうふうに考えておられるのか。

当然、病院とすれば今の状況の中でいろんな形が考えられるかと思っておりますけれども、やっぱり分業する際には、当然相手があるわけでありまして、要するに薬剤師会とかそれから薬局さんとかそれぞれありますので、やっぱり分業する際にはある程度時期を考えて、前もって準備をしておかないとうまくないような気がしますので、その辺一つは分業について具体的にどういうふうなところでどういうふうに検討されていくのか。新たに分業の準備委員会などをつくられて、それぞれ分業を検討されていくのか。いつころまでの時期で、それらの回答を出していくのか。その辺の取り組み、検討されていけばお聞きをしたいなと思っております。

それから、当然、先ほど言ったように相手もあることでありまして、やっぱり薬剤師会とか薬店がありますから、その辺について市立病院等で分業するということになりますとやっぱり準備も必要かと思っておりますので、その辺について薬剤師会との連絡協議会のような形で進めていくのか、準備会という形で進めていくのかどうか。その辺、何か考えを持っていらっしゃればお聞きをしたいなと、このように思っております。

以上で2問、終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 本市におきましては女性の専門外来と、こういうものにつきましては先ほども答弁申しあげましたように、現在は看護師によるところのふれあい看護相談と、こういうようなものを充実しており、さらに相談がふえるようなことを考えていかなくちゃならないと思っておりますし、それから他の医療機関との連携というのを、なお一層密にしましてやっていこうかなというような気がしておるわけでございます。

それから、白鷹のお話でしたが、白鷹には内科と外科と整形外科と産婦人科の 4 科診療でやっております。そして、病床数が 70 でございますが、この女性専門外来につきましては毎週月曜日と火曜日の午後 2 時から 4 時までの 2 時間やっておるようでございまして、1 日当たりの予約の方が五、六人程度の方でございまして、産婦人科でやっておりますから、診察は当然、当然といいますが、女性の常勤医師 1 名が担当しておるわけでございます。

昨年の 9 月から開設、ちょうど 1 年になるわけでございますが、産婦人科を持つところの病院の特性というものを生かしたいということを考えて、その常勤医師が予約外来診療という女性専門外来の開設に至ったと、こういうことございまして、女性の医師がいらっしゃる、産婦人科医がいらっしゃるということから、白鷹では女性専門外来というようなものを運営できるというような状態にあるかと思っております。

それから、医薬分業のことでございますけれども、どのような準備をしているかということでございますが、具体的なことにつきましては担当課長の方から申しあげますけれども、やっぱり準備するということになりますれば当然、病院内にいろいろな検討委員会というようなものを設置して、どういう問題が出てくるかというようなことを十分調べ上げて、支障のないようにというようなことを努めなくちゃならないなど、このように思っております。

担当の方から申しあげたいと思います。以上です。

佐竹敬一議長 病院事務長。

那須義行病院事務長 それでは、お答えを申し上げます。

現在、市立病院の中では具体的な委員会とか、そういうものはつくってありませんが、つい最近にわたりまして 2 度ほど、他の病院の見学といいますか視察といいますか、主に院長とそれから薬局から、それから事務室の三つの分野の者が参りまして近隣の病院等の視察を行いまして、その実態、内容についていろいろ検討を行っているところであります。以上です。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 女性専門外来については白鷹の件がありましたけれども、白鷹の場合は山大から派遣されている常勤の女性医師がおられますので、婦人科ということで、先ほど市長からあったように 1 週間に 2 回と。それも一般診療が終わった後の時間帯の 2 時から 4 時までというような話だと思いますが、やっぱり公立病院の方でも、町立白鷹病院でも特徴ある医療ということでやられているということなどを考えてみますと、寒河江の病院の場合は女性医師がおりませんので非常に難しい点もあろうかと思いますが、やっぱり最初は女性医師の確保かなと。

ですから、先ほど市長からは 15 名中 2 名がやめられて 13 名だということで、医師の確保については非常に難しい話がありましたが、医師の確保がまず 1 点されますと、この女性専門外来についてなどのことについても、市としても検討されるようなことになるのではないかなと思いますが、その辺、女性医師の確保、市長の方で大変難しいという気持ちを持っておられるようでありますけれども、今後、女性の医師の確保について何かお考えがありましたら。

きのうの東北中央病院についても、山大からの派遣医師が来ておられました。ですから、そういう面で、どうしても女性外来を設置するには女性医師の確保が非常にキーポイントだと、きのうの担当者も言っておられたので、白鷹町立病院の方も女性医師の確保ができたために女性外来、これは女性外来でなくて予約外来、内容的には女性専門外来なんですけれども、できたというように思っておりますので、その辺の市長の女性医師確保についての何か、確保していく旨の話は最初されておられましたけれども、再度その辺の気持ちについてお聞きをしたいなと、このように思っているところです。

それから、医薬分業についてはそれぞれ検討されるということで、検討委員会なるものをまだ立ち上げていないようで、それぞれその他の地域の状況を見ておられると、視察をされているということでもありますけれども、やっぱりこれは先ほど言ったように時期もありますので、早急にそれらについての検討委員会なら検討委員会を立ち上げて、そしていつから実施をするのかということなどもきちっと今後、道筋、方向性を出していくべきではないかなと、このように思っておりますので、その辺を含めて今後取り組んでいただきたいなと思っております。

以上で 3 問、終わります。



佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 医師の確保についてでございますけれども、うちの市立病院は、山形大学とつながりを持って、山形大学の医師の派遣をお願いしてきている長い経過があるわけでございます。そういう中で私も院長と連れ立って年に何回となく第一内科から外科とか、あるいは整形外科、眼科と回ってきて教授たちとじかに面接しながらお願いしてきておるわけでございますが、先ほども 1 問で答弁申しあげましたように、まだまだ医師の確保という分野は非常に難しいところもあるわけでございます。

ですけれども、寒河江市立病院の実態、実情を訴えてこれまで来たところでございますが、先ほど申しあげましたように、個人病院開設のため出ていったりというようなことがございますが、その補充もまずは頑張っ  
てやってまいりたいと、このように思っております。

女性医師につきましても、御提案のことも十分踏まえて、これからなお山大の方に話を申しあげまして、産婦人科はないわけでございますけれども、内科とかいうところで何かそういうことができるのかどうかというようなことも含めまして、これからもなお一層山大に働きかけてまいりたいと、このように思っております。以上です。

## 川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 16 番、17 番について、17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた率直な疑問や御意見を踏まえ端的に質問いたしますので、市民の方々の理解が深められる答弁を期待をするものであります。

6 月議会に引き続き、合併問題についてお伺いいたします。

6 月議会では、分権時代における寒河江市の適正規模について、市の財政悪化の原因及びその解決策について、スケールメリットとして年間 40 億円余削減されると言われているが、その分、住民の税負担は軽減されるのか。また、その浮かした金はどこに使われるのか。クアパーク建設や市立病院整備に対する影響について。飛び地問題などを考えれば、1 市 2 町で急ぐのではなく大江町にも参加してもらう努力の必要性について。住民投票やアンケート実施の可否及び時期について。資料等の公開は当局からの一方通行とならない配慮について。財政計画の期間は、合併した場合と合併しない場合の比較ができる 20 年間とすることについて、などについて質問いたしました。

その後、1 市 2 町の任意合併協議会が設立され、新市の将来構想案の作成と 1 市 2 町の合併に関する協定素案の作成に向けて 3 回の協議会が開催され、任意合併協議会だよりも 2 号全世界帯に配布されました。

これらによりますと、1 市 2 町の首長と議長、それに県村山総合支庁長の 7 名の委員からなる任意合併協議会の中に、幹事会として 1 市 2 町の助役と企画担当課長の 6 名で構成されています。そして、幹事会の中に 1 市 2 町の担当課長からなる七つの専門部会がつくられ、その中に同じく担当課長等からなる 28 の分科会が設置され具体的な協議がされて、11 月上旬の第 5 回任意合併協議会で原案がまとめられ、12 月の第 6 回任意合併協議会で新市将来構想案並びに合併に関する協定素案が決定される予定となっています。

したがって、任意合併協議会に提案される原案は、全く市や町の職員だけで将来構想案や協定素案がつけられる構図になっており、住民に見えないことと、市民生活に直接関係し 50 年、100 年後の将来にもかかわる合併素案が、市民不在の職員だけで進めるのは問題であるとの指摘があります。

したがって、私は、そういった問題を解決し、住民の理解のもと住民が自主的に判断できる状況をつくること極めて重要だと認識をしています。そのような観点から幾つかの点についてお伺いいたします。

一つは、任意合併協議会が公開が原則ならば、実質的な協議がなされる幹事会、専門部会、分科会も公開にすべきだと思いますが、任意合併協議会会長である市長の御見解をお伺いいたします。

二つには、協議会が公開のため、傍聴者も多いとお聞きをいたします。しかし、昼間働いている人にも配慮した夜間の開催や、市民の意見を反映できる場の設定を望む声がございます。このことについての見解をお伺いをいたします。

三つには、1 市 2 町そして 7 人の委員が対等平等の立場で精力的に協議なされるものと思いますが、相手があり、それぞれの事情も違うことから、合併についての協議が最終的に整わない場合もないとは断言できないと思います。しかし、そのことによる空白はつくってはならないと思います。ところが、寒河江市では、合併を想定し実施計画から除いたり先送りしている事業もあるわけでありまして。例えば、庁舎建設基金の積み立てや市立病院の整備計画などでありまして。

したがって、空白をつくらないための方策も考えておくべきだと思うのであります。それは合併した場合のまちづくりと合併ならない場合のまちづくりの計画をつくるべきではないかと思ひます。そのことによって、その二つを市民に示すことによって市民の合併に対する判断もすることができまして、住民の最終的な判断がどのように決定されても対応できるのではないのでしょうか。市長の御見解をお伺いいたします。

四つには、新市の構想の中に、政策形成過程から住民参加制度の保障などを柱にした自治基本条例としての仮称まちづくり基本条例の制定を位置づけ、協定項目の中に仮称まちづくり基本条例の制定を入れ、新市はまさに市民が主人公の住民参加の市政を合併と同時に作り上げるような構想を打ち出すべきでないかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

五つには、任意合併協議会では合併の時期について特例期限内の合併を目標に取り組まれています、時間も少なく、協議を要する項目も多いために、十分な協議と合意形成が図られるのか心配されています。

一例を挙げれば、合併後の事務所、庁舎を合併当初は現寒河江市庁舎を使用し、合併後に再検討することにしても、17年4月から現市庁舎で業務をすることになった場合、庁舎は狭く、増築するにしても構造上可能なか疑問であります。分庁舎方式にしても、どこを使用するのか決めなければなりません。

それよりも、今後10年以内に現庁舎の建てかえは避けられないと思います。そうすると、その場所が決まらなければ、土地代が必要なのか否かも定かではありません。それでは合併後の財政計画を含む市町村建設計画の作成は不可能になるのではないのでしょうか。特例期限内に間に合わなければ特例措置は受けられなくなります。かといって、合意形成が得られなければ前に進めなくなると思います。また、合併後の課題として問題を先送りした場合、住民の合意形成への影響が懸念されますが、このような場合どのように対応されるのか、見解をお伺いしたいと思います。

次に、地方分権時代における行政課題について、分権時代における住民との共働作業としての自治を進める上での住民意識の把握と行政の説明責任は極めて重要であります。このことについてお伺いをいたします。

私は、真に住民に信頼される民主的な住民自治を確立するためには、住民の知る権利と住民のプライバシー保護の両方が保障されなければならないと思います。そのようなことから、個人情報保護条例の早期制定を再三にわたって求めてきました。これに対して市長は、国の法律が制定される段階で通達や指導がなされると思うので、それまでは条例をつくる考えはない。現在ある市の電子計算組織の運営にかかわる個人情報保護に関する条例と、寒河江市情報公開条例の特定の個人が識別される情報を非公開とすることを遵守しながら、個人情報の保護に努めてまいりたいというものでした。

行政によって個人のプライバシーが侵害されるのには、現在行政機関が持っている個人情報が第三者に流れることが一つであります。もう一つは、行政の機関内部で、その情報が本人に断りなく勝手に使用されることでもあります。さらに、もう一つは、個人のプライバシー情報が本人の知らない間に行政の機関に収集されることの三つがあるわけでもあります。現在の本市の二つの条例では、前段の第三者への流用は守られるにしても、中段の勝手な使用や後段の知らない間の収集による侵害を防ぐ条項がないのであります。したがって、プライバシーを守ることができないのであります。

住基ネットについても、国民の大きな疑問の声が渦巻く中で、不十分さの残る行政機関の保有する個人情報保護に関する法律が5月30日に施行されたのを担保に、一部自治体不参加という中で8月25日から2次稼働がなされているわけでもあります。この法律の第5条では、地方公共団体には、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するものとするものと定められています。

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つは、市の個人情報保護条例を早急につくるべきと思いますが、条例制定に向けた取り組みの現状及び見通しはどうなっているのかお伺いいたします。

二つには、制定される市の条例の内容についてどのように考えておられるのか。基本的に国の法律と同じにする考えなのか。特に次の3点について、一つ、自己情報コントロール権の規定について、二つには、役所内部での個人情報の使い回しの原則禁止を含む目的外使用禁止と、それから三つには、センシティブ情報は特に慎重な取り扱いをすべきと思いますが、これらに対する考え方についてお伺いいたします。

次に、年々関心が高まる環境や緑の保全の立場から、松くい虫の被害と森林資源の有効活用についてお伺いいたします。

松くい虫の被害を防ぐため、これまで多額の資金を使って被害木の伐倒駆除を主体に取り組んでまいりましたが、被害は拡大の一途であり、もうこのまま続けても、松の木は全滅するのではないかと考えられます。しかし、このまま放置すれば白木状態となり、景観上も極めて問題が生じることになります。そこで伺います。

一つは、被害を防ぐため、これまでの取り組みと現状及び反省点は何なのか。

二つには、今後、山林と長岡山や慈恩寺、いこいの森などの公園、いわゆる風致保全地区とに分けた対策が必要と思いますが、基本的な政策についてお伺いいたします。

そして、三つ目には、公共事業への地元木材の利用拡大が求められていますが、遅々として進まない状況にあります。今、新校舎建てかえが進められており、ふんだんに木材が使われ大変な好評を得ている醍醐小学校の場合でも、木材が46立方メートル、それに腰板やフローリングなどの張り板、敷き板が3,600平方メートル使用されているそうです。体積は測定できていないというふうなことで面積ではありますが、だそうです。

地元木材は残念ながら全然使われていないということでもあります。したがって、林業振興の上からも需要拡大を図ることが必須の課題となっております。そのための方策をどのように考えておられるのかお伺いをいたしまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

任意合併協議会の幹事会や分科会等の公開の問題でございます。

まず、基本的には任意合併協議会の会議に関する公開につきましては、任意合併協議会において決定されるべきでありますので、寒河江市議会の本会議上での一般質問になじむかどうか疑問ではありますが、市長としての考えをお答え申し上げます。

任意合併協議会は、御案内のとおり、寒河江市、西川町及び朝日町の 1 市 2 町で構成し、その任務の主たるものとしたしましては、新市の将来構想案の作成、及び 1 市 2 町の合併に関する協定素案の作成を任務としております。協議会の性格上、委員の全会一致によりまして会議運営等の申し合わせ事項を定めております。

その中で、会議は原則公開とする、会議公開の際の傍聴に関しては、傍聴に関する規程を制定いたしまして会議の傍聴はできることとしております。現実これまで 3 回の協議会が開催されましたが、回を重ねるにつれて多くの方々が傍聴に訪れているのが実態でございます。

また、協議会の平成 15 年度の事業計画の中に、住民への適切な情報の提供ということで任意協議会だよりを発行し、1 市 2 町の全世帯に配布しているところでございます。

御質問の幹事会や分科会も公開すべきではないかということでございますが、これは冒頭申しあげましたとおり協議会で決定されるべき問題であります。協議会の規約によりまして、協議会の提案する事項について協議、または調整するために協議会に幹事会を置くと、そういう旨を規定しておりますし、幹事会規程におきましては、所掌する事務を協議会長の指示を受け協議会への提案事項に関することを主な所掌事務としておるわけでございます。

また、幹事会の下部組織として専門部会及び分科会を設置して、協定項目を作成するための 1 市 2 町の事務事業の調整を行っております。

したがって、私は、事務レベルでの事務の調整過程での会議まで公開する必要はないものと思っております。

次に、協定項目を協議する以前に住民の意見云々というようなことがございました。

合併をしようとする市町村は、市町村建設計画の作成や、その他合併に関する協議を行うため、議会の議決を経て合併協議会を置くことが合併特例法で定められておるわけです。

委員等についての規定もあり、委員は規約の定めるところにより、関係市町村の長、その他の職員、議会の議員、学識経験を有する者などとされておりまして、一般的には首長、議会の議員、民間代表の学識経験者で構成され、法律に基づいて設置されるのが法定協議会でございます。

今、1 市 2 町で構成しまして協議している任意合併協議会は、任意に設置した任意合併協議会で、その主たる任務は新市の将来構想案の作成と合併に関する協定素案の作成でございまして、御承知のとおり、委員は 1 市 2 町の長、議会の議長、県の村山総合支庁長で構成しておるわけでございます。

それで御質問の、協議する以前に住民の声というようなことですが、今申しあげました委員のうち総合支庁長を除いては、選挙により選ばれた人がそれぞれ公職の任に当たっており、常に住民との接触がある方でございます。したがって、協定項目を協議するに当たって市民の意見を聞く場の設定は必要とも思っておりませんし、それぞれの立場において大いに意見を出し合って協議されることが望ましいと考えております。

今後、合併問題が進んで法定協議会に移行される段階では、今申しあげましたように民間代表の学識経験者も入った協議会となるものであり、その時点でまた新たな意見が反映されてくるのではないかと考えております。

それから、夜間開催の御質問もございました。このことについては協議会での決定事項であります。私の考えといたしましては、会議を開催するに当たり、任意合併協議会での合意に達した全体のスケジュールの関係からしましても、各委員の日程の都合によりまして土曜日、日曜日、夜間の開催は考えられますが、単に傍聴人への配慮のため夜間の開催までの必要性というものは考えられないのではないかなと思っております。

また、任意協議会の任務の一つといたしまして、規約におきましても住民への適切な情報の提供というものを規定しているところでございます。その一環として協議会を原則公開としているところでございますが、さらに協議会だよりを協議会開催ごとに発行し、会議の内容を1市2町の全世帯にお知らせしております。会議を傍聴できない場合でも、協議会だよりを読んでもいただければ会議の内容を十分御理解いただけるものと思っております。

次に、合併までに移行する場合としない場合とあるんじゃないかなと、空白を起こさないようにという御質問でございます。

市町村は、地方自治法第2条第4項の規定によりまして議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めなければならないわけでございます。本市におきましても、平成8年3月に平成17年度を目標とする第4次寒河江市振興計画を策定しているところであり、平成18年3月までには、この振興計画に即したまちづくりを行うものでございます。

本年7月1日に設置されました寒河江市、西川町、朝日町の1市2町の任意合併協議会においては、その任務の主たるものとして合併による新市の将来構想案と合併協定素案をつくることとしておりますので、協議会のスケジュールによりまして、今年中に作成することとしております。

このことによりまして、西川町と朝日町の両町では、合併による新市の具体的な姿の案を住民に示し、最終的に合併をするかしないかを判断する意向と聞いております。このことから、早ければ本年度末ころまでには合併の動向が決まるのではないかなと思っております。

したがって、現在、合併の方向での新市の将来構想などの策定の段階でありますので、本市といたしましては今の時点で、合併がならない場合を想定しての平成18年度からの第5次振興計画の策定の必要はないのではないかなと思っております。合併の動向が明らかになった段階で取り組んでもよいのではないかなとも思っております。

それから、この合併協定項目の中にまちづくり基本条例ですか、そういうものを入れてはどうかというような御質問がございました。これも協議会において決定されるべき質問でございます。

8月5日に開催された協議会において、合併協定項目が議題となり、26項目の協定項目により1市2町の合併に関する協定素案を作成することが決定になりました。協定項目の提案の説明の中で、合併協議会は合併について協議を行うものでありますが、その協議の具体的な成果物としては、合併協定書という形で協定項目でまとめられるよう国の指導があり、項目についても示されております。当協議会としましては、国のマニュアルの項目に準じた協定項目としておりますので、協議中に新しい項目が必要になった場合は追加していきたいとの説明がなされたわけでございます。

したがって、協議中に新たな協定項目が必要となった場合には、26の協定項目に追加されることはあり得ることでございます。

御質問のまちづくり基本条例なるものについては、条例関係でありますので、協定項目では11番目に挙げてありますが、条例規則の取り扱いの項目に該当することになるものと思っておりますが、議員が質問されているまちづくり基本条例なるものは、現在の1市2町においては制定されておられません。新たに提案協議がされなければ、現在進めている調整内容の条例の中には入ってこないものと思われれます。

まちづくり基本条例につきましては、今年の9月議会において自治基本条例を制定すべきではないかという

御質問がありました。その際、自治基本条例は比較的抽象的あるいは訓示的な内容を有しがちであり、これらの事項は憲法や地方自治法などの法律に書き尽くされており、条例を制定する必要がないのではないとも言われていることから、条例制定をする考えは持っていない旨、答えたとところでございます。このことから任意協議会にまちづくり基本条例という自治基本条例なるものについて、私としては提案する考えはないところでございます。

それから、17年3月にこだわりますと見切り発車となり、合併後に問題となるのではないかというような御質問がございました。

合併特例法の適用期限については、経過措置として適用期限を延長する動きがあるものの、現段階では平成17年3月31日でありまして、その適用期限までに合併しないと、合併特例法で規定するところの議員の在任特例などの特例や、いろいろな財政支援措置が受けられなくなるわけでございます。

去る9月2日に開催されました第3回任意合併協議会において、合併の期日について、合併特例法の優遇措置を受けられる期限内に合併することを目標とすることで合意しております。

17年3月までには期間が短く、見切り発車すると、庁舎の問題等、後に問題になるのではないかとこのことでございますが、任意協議会さらには法定協議会において細部まで協議がなされるものであり、合併した後に問題が生じないよう十分協議していかなければならないものと考えております。

次に、個人情報保護条例制定に向けたことについての御質問がございました。

本市では、これまでも個人情報については電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例によって保護に努めてきましたが、国の個人情報保護法が成立した暁には、その法律の内容とか国からの通達指導などを勘案した上で、新たな個人情報保護条例の制定を検討してまいりたいと申しあげてきたところであります。

今般、個人情報の保護に関する法律が、平成15年5月30日に制定され公布されました。この法律において、個人情報保護に関する地方公共団体の責務等が定められたことと、また国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においては、従来の電算処理された個人情報を対象としておったものを、保護の対象を拡大し、紙に記録された情報を含め行政文書に記録された個人情報のすべてが対象とされ、国の行政機関に係る個人情報保護法制が充実強化されました。

これらを踏まえ、本市においても、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策として、自己情報の開示・訂正・利用停止請求権なども視野に入れた新たな個人情報保護条例案について準備を進めてきたところでございます。

しかしながら、本市では現在、西川町、朝日町との合併協議を進めているという状況の変化があり、その協議の中で合併の方式は新設合併とし、合併の期日は合併特例法の特例措置を受けられる期限内の合併ということで合意に達しておるわけでございます。新設合併となれば、現段階で条例制定をしても、あと1年余りのうちに条例、規則等はすべて失効することになりますので、こういう状況の中での新たな条例制定はいかがなものかなと思っております。

一方、現在、西川町で個人情報保護条例が制定されておりますので、その調整が必要となるのではないかと考えられます。したがって、特例措置を受けられる期限内で合併がなされるとすれば、合併前の今の段階で寒河江市が新条例を制定するまでもないのではないかと考えております。

合併がなされる場合には、西川町の条例を斟酌しながら、合併と同時に制定に向けて考えていかなければならないと思ひますし、合併しない方向が出たら、その時点で本市で検討したものを新たな条例として制定していかなければならないものと思っております。合併の動向が決まるまでの間は、現在の電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例をもって個人の情報の保護に努めてまいる考えであります。

次に、個人情報保護条例の中での自己情報コントロール権とか目的外利用の禁止及び救済措置、情報収集の制限規定についての御質問もあつたわけですが、これまでの事務段階におきまして検討してきた条例案の中で

は、自己情報の開示請求権それから訂正請求権、利用停止請求権などの請求が行えるような条文と目的外利用禁止、救済措置及び個人情報収集の制限条文も盛り込んでいるところがございます。いずれにしましても、合併の推移を見ながら、合併とのかかわりを踏まえて条例の制定に対処してまいりたいと考えております。

最後に、松くい虫の問題でございます。

その被害を防ぐためのこれまでの取り組みと現状等々でございますが、松林は木材資源としての重要性に加え、山地災害の防止、水源の涵養、及び自然環境の保全等の公益的機能の維持増進を図る上での極めて重要な役割を果たしているものでございます。

本市での松くい虫の発生は昭和 59 年に平塩、中郷地区で確認されたのが始まりでございますが、平成 9 年度には松くい虫の被害も 706 立方メートル、約 2,300 本とピークを迎え、防除効果もあり、平成 10 年、11 年度は被害量も減少しておりました。しかし、平成 11 年度から 3 年連続の夏の高温少雨により被害区域の拡大が進み、現在は市山間部の全域に及び、市街地の長岡山にも被害が及んでおります。

松くい虫の防除につきましては、春期と秋期に被害木の伐倒駆除により対応しておりますが、春期はマツノマダラカミキリが飛び交う前の 6 月 20 日までに、秋期は来年予想される被害拡大防止を図るため 10 月末をめどに、年 2 回の適切な時期に実施してまいりました。その結果、平成 4 年度から昨年度までに投じた事業費は、補助事業費、市単独事業費合わせて 1 億 1,800 万円になっております。

寒河江公園における松くい虫の被害状況でございますが、伐倒駆除として 202 立方メートル、136 本となっております。これまで松くい虫による被害木につきましては、山形県森林研修センターより対策の指導をいただきながら、平成 3 年度から伐倒駆除による松くい虫防除事業を実施してまいりました。また、予防対策としては、これまでも寒河江公園にある松に対し、松くい虫の被害を未然に防止するために薬液を樹幹に注入する対策も講じてまいりました。

このように、松くい虫の被害を防ぐために懸命の努力を払っておりますが、マツノマダラカミキリを媒介とするマツノザイセンチュウの繁殖力に対し防除が追従できないこと、また、松くい虫被害を受けている松林は個人等の所有する民有林であり、現在利用材としてほとんど活用がなく稀少価値がないことから、所有者の無関心から被害が拡大していると思われま。

今後の対策といたしましてでございますが、市山間部のほぼ全域にわたる松くい虫被害木を伐倒駆除することは、たとえ各種の補助事業を活用しても多大な防除費用が見込まれることは必至であり、これらの防除費を予算計上することは困難と考えております。

したがって、本市の松林の保全すべき区域として、森林と水辺を活用した憩いの場として親しまれておられるいこいの森、それから歴史的遺産、伝統文化の保護が図られ市の観光名所となっている慈恩寺、そして本市のランドマークである寒河江公園の 3 地区を保全区域として位置づけて取り組んでおります。

今年度の山林に対する防除事業では、春期はいこいの森に県単独補助事業と市単独事業を組み合わせた防除事業を実施しております。さらに、県が事業主体となり、いこいの森に治山事業による松くい虫防除事業も実施していただいております。秋期においては、県が事業主体となり、慈恩寺本堂の周辺の景観を保全するために里山景観創成事業が計画され、その事業では松くい虫被害木の伐倒処理を県で行い、薬剤処理は市で対処することとなっていることから、その委託料を今議会に 102 万円の補正予算を計上しているところでございます。

寒河江公園においても同様に、松くい虫被害木の伐倒駆除並びに薬剤の樹幹注入等の委託料を今議会に 926 万 3,000 円の補正予算を計上しているところがございます。これにより、慈恩寺本堂周辺並びに寒河江公園に見られる被害木については、ほぼ伐倒駆除できる見込みでございます。

また、松くい虫の被害が拡大し、その被害木を放置すれば、隣接する農地、住宅または公共施設等に倒木して二次被害が懸念されるわけでございますが、その被害木は個人等の所有の民有林にありますので、所有者が



責任を持って対応すべきであると考えております。

したがって、松くい虫の被害に遭った民有林に対する二次被害防止対策も含めた事業としては、造林事業の中で樹種転換を図りながら、被害木の伐倒駆除も行える樹種転換実施事業などの補助事業がありますが、個人負担も伴うことから、所有者の意見等をお聞きしながら事業実施に向けた検討を考えております。

さらに、寒河江公園では、松林がシンボルとなっていることから、これまで伐採により減少した松を復元させるため、市内ボランティア組織による植栽を実施していただいておりますが、市単独事業として新たな松の植林も実施していかなければならないと考えております。今後とも、いこいの森、慈恩寺、寒河江公園については、松林を守り育てるとともに、美しい景観の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、木材資源の有効利用のことについてでございます。

森林、林業、木材産業を取り巻く環境は、集成材を含む外材や他県産材、さらに鉄、アルミ、プラスチックの各種木質建材によって地元木材の利用が狭められ、その需要が漸減し、非常に厳しい状況が続いております。

このような中、公共事業では地元木材を初め地元林産品の活用を図るための利用拡大に努めておりますが、木材を製品化するには2年から3年かかるため、需要に対応した供給がとれない状態となり、地元木材を初め地元林産品の活用が図れない場合が多々あるようでございます。

このようなことから、地場産業の振興と活性化を図るため、木材の安定供給システムの構築などの取り組むべき課題があると思われまますので、関係機関、団体や製材業者などと協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

また、平成14年12月に、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略産業の育成、農林業の活性化に向けたプロジェクトとしてバイオマス・ニッポン総合戦略が閣議決定されたことを受けまして、本県におきましてもバイオマスエネルギー利用拡大プロジェクトの計画を作成されております。

この計画に基づき、今年度、市内等の製材業者など24社で組織する協同組合山形ウッドエネルギーが設立されたところであります。この協同組合では、製材工場等から発生する樹皮や端材、間伐材、河川の流木、松くい虫被害木などの未利用木質資源をストーブなどの燃料としての有効活用を図るため、木質ペレット製造施設の今年度の建設を予定しております。そして、これらを利用する専門ストーブ、ボイラーの普及活動も県と連携して行っており、公共施設、一般家庭なども含めた普及を目指していると聞いております。したがって、この施設が建設されることによって、木材資源の有効活用が図られるものと期待しております。

さらに、松くい虫の被害に遭う前の松材の利用については、依然として県内での利用がほとんどなく需要も少ない状況であります。近県で建築用材、燐炭を製造したりして活用しているところがあるため搬出が容易であり、採算ベースに乗る条件が整えば、森林組合や製材業者などが相談に応じていると聞いておりますので、今後は森林所有者からの相談などがありましたならば、そのような情報なども提供してまいりたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時25分といたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時25分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員。

川越孝男議員 ただいま 1 問目に対して大変丁寧に御答弁をいただきました。もちろんすべてがこちら側の要求やなんかが一致というふうなことではないわけでありまして、市長としての見解、これをそれぞれ受けとめることができました。

しかし、まだ、市長の見解は見解として受けとめたんですが、さらに提起をしながら 2 問目に入らせていただきたいと思います。

それで、合併の関係でありますけれども、任意協議会で協定項目があるわけでありまして、もちろん任意協議会の中で原案どおり決定をされているようでありまして、一つお願いしたいのは土地開発公社、この部分が見させていただくと、ないわけですね。しかし、合併後、極めて重要な部署であろうというふうに思いますので、ぜひこれらについて入れていただきたいというふうに思いますが、これもまた協議会で話をするのでここでなじまないというふうに言わないで、寒河江市として土地開発公社の事業というのは極めて大きいわけでありまして、お願いをしたいと思います。このことについては市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、二つ目でありますけれども、幹事会も専門部会も分科会も 1 問でも申しあげましたが、それぞれ市町の職員がずっと積み上げるわけですね。そして、協議会に諮る原案まで職員たちでつくるわけでありまして、やはり市民サイドから見ますという、極めて住民の声が反映されていないという意味では異様に感じます。

市長は、議長も市長も入っているので、それぞれ公選で選ばれた人が入っているからいいんだというようなことでもありますけれども、そこに出す原案、1 市 2 町それぞれ違う条件の中で素案をつくっていくわけでありまして、そしてそれぞれ 1 市 2 町の住民は今の生活あるいは合併後の生活に直接関係あるわけでありまして、住民の声を聞くということというのは極めて重要だというふうに私は思う。

したがって、行政マンオンリーを、この状況を直すために、合併特例法の中では協議会と同じように地域審議会の設置も、つくることが認められているわけですね。そして、協議会の方から、それぞれの関係する自治体のことについての諮問があれば、それを審議をして答申をする、あるいはその審議会の中で意見があれば、長に意見も申すことができるというような地域審議会の設置が認められているわけでありまして、もちろん今、任意の協議会で進んでいるわけでありまして、この協議会だって任意でつくることができるというふうに思うんですが、そうすることにおいて役場の職員だけでなくやれるというふうな感じがするので、この点についての考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

そして、この地域審議会の設置は、関係する自治体で協議をしてつくっているわけでありまして、必ずしも協議会の議題というようなことでなくて、寒河江市は寒河江市としてそういうことが必要だというふうに協議会の中に意見も言えるようなものでないかなというふうに私は思うんです。もちろんこれは法定の場合そうでありまして、それを準用した形の中で任意の協議会もつくられているわけであるというふうに思いますので、この地域審議会などについても、それらを準用するような形で今つくれないのではないか。そうすることによって、役場の職員たちだけでももうつくり上げていくという、このことを払拭できるというか変えることができるので、そういうことによって住民からの理解というのは、さらに信頼といいますか、深まるのではないかなというふうに私は思いますので、この点について市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、三つ目でありますけれども、合併市の建設計画に当たっての考え方で、これはよそのこともいろいろ見させてもらったり、いろいろなお話を聞く中で、合併の建設計画、今回極めて合併のために優遇といいますか、特例措置があるわけでありまして、その中での特例債、これ一つとらえてみても、今後の新しい

まちをつくるために特例債を最大限使って、目いっぱい使って新しいまちをつくっていかうという方針をとるところと、もう一方は、いやこれまでも起債がどんどん残高が多くなっていると。起債の残高をいかに減らすかと。減らした中でまちづくりをしていくかというふうな形の中で、特例債に依存しない、できるだけ依存しない、それをあてにしない新しいまちをつくるという、こういう方針をとっているところと、大きく分けると二つあるそうです。

それで、私も、今回の任意協議会の方針を見させてもらいました。そういう部分についての中身は協議原則の中の健全な財政運営の原則というふうな部分きりないわけでありまして、今言った、よその合併を進めているところで分ければ両極端あるそうですけれども、そういう場合、寒河江市としてはどういう方針で臨まれるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、公開の関係でありますけれども、任意合併協議会は公開、しかし幹事会、専門部会、分科会というのは、事務的な部分まで公開する必要はないというふうなことですけれども、まず一つ、任意協議会の中での傍聴者に……、もちろん今は公開して傍聴も認めています。しかし、傍聴者に対して資料の配布がないそうです。もちろん委員は審議しているわけです。

ただ、マスコミ関係者には資料が出される。傍聴者にはないというふうなことのようですけれども、ぜひこれも、まさかプライバシーにかかわるような資料はないわけありますから、理解をしてもらうというふうなことからして、傍聴者への資料なども可能な限り出すというふうなことに、委員らが審議しているような中身は出すと。傍聴は何人来るかわからないというふうなことでなくて、傍聴席が限りあるというふうなことはだよりも書いてありますので、先着順だというふうなことになっていますので、最高の分さえ準備すればいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひこれをお願いをしたいというふうに思いますが、市長の御見解をいただきたいと思います。

それから、私、合併のこの問題については本当に重要なことでありまして、やっぱり住民の住民による住民のための自治をつくるためにどうあるべきかということだと思っんです。そうしたときに、やっぱり4万3,000市民がどういうふうになっているのかというのがわかるような、そういうことを提供していくということが極めて重要だと思います。

そして、こういう寒河江市の50年後、100年後を展望した大決断をしなければならない合併問題というのは、まさしく万機公論に決すべしだというように思っんです。そうしたときに、市民により的確な情報を出すという、このことが必要なのではないかというふうに私は思っんです。したがって、そういう哲学を持って合併には市長に臨んでいただきたい。

私は、こういうふうにいるんなことを言っているけれども、問題点あれば、そこを明らかにしながら市民みんなで判断する。市民みんなで結論を出したのものについては、私はどうこう言いません。市民が間違いのない判断をできるための資料を出すということは、今、執行部も、我々議員という立場で市の行政をチェックをしたり提言をできるという立場で臨んでいる者としてはそのことを求めたいわけありますけれども、市長の御見解をいただきたいと思います。

それから、個人情報の関係であります、結論的には合併前だからつくらないと、そして合併後のものは西川のものを参考にしながらやっていくよと、こういうことでありますけれども、もう住基ネットもつながっている、さまざまある。こうしたときに、個人のプライバシーというのが役所のそういう都合で、あと1年半だから、あと2年だからいいんだというふうに言っておられるものなのかということなんです。したがって、私は、何年も前からこの問題は提案をしてきました。今回合併する相手である西川町だって、もう国の法律ができる前につくっているんですね。

こういうようなことで何かトラブルが起きたときに、どういう形で市民のプライバシーを守るか。寒河江市の情報公開条例では知る権利を保障し、それを市民に周知したときには、市民の基本的な人権としてのプライバ

シーを守ると。基本的人権なんですよ。基本的人権が、合併という今の行政の御都合で、また1年半先でいいという、この姿勢ですね。この考え方。

今まで何年も前から提案、提議したのに対して、国がしたときやりますと。国はしなさいとなっているわけです。この点についての基本的な、やっぱり人権、人権を役所の都合で1年半先でもいいなんていうことにはならないのではないかと私は思うんですが、この点について先ほど市長はしないと言ったんだから変わらないのかなと思いますが、その基本的人権を役所の都合でそんなことするという、これは佐藤市長のこれまでの、市民に受けている市長の政治姿勢というのと違ってくるのではないかというふうに感じますので、改めてこの点については市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、今のままでいくと、いろんな問題があるんです。例えば一例を申し上げます。情報公開条例第12条、記録項目等の公表というのがあります。そして、それは規則の中で市報による掲載をすることになっているわけでありまして。そして、15年2月20日に、毎年これは1年1回しなければならなくなっておりまして、出ています。一番最近のもので15年2月20日、市報の2ページを使って、こういう形でコンピューターの処理業務の内容が出ています。

それで、例えば一つ、病院の関係のことを、これはいろんなところでそういう問題があるんですが、病院関係のことで申しあげましょう。病院関係で、ここでは 診療報酬請求明細書、 は請求・領収書、 診察券、 外来未収金日報、 各種集計・一覧表、 こういうふうになっているわけですね。

ところが、条例では、市長は個人情報の記録項目及び電子計算組織による主な事務処理状況について年1回以上市民に公表するものとするということになっています。この市報に載っているのは事務処理の一部だ。事務処理の一部。要はプライバシーを守るといふのは、どういう項目が入っているかということの方が主なんです。それをそういう事務処理によって漏れる心配があるといふのがあるんですが、個人情報の記録項目なんです。そうしたときに、病院関係では患者さんの病名から診療内容、全部電算に入っているんですね。

したがって、市報に載せるときには、そういうことを載せなければならないといふふうになっているんですね。例えば、もちろんこれは電算の委員会にかかっていますので、委員会で通っていますので、例えば今言った医療事務業務の中でも診療内容、これは初診、再診、指導、管理、投薬、注射、処置、手術、麻酔、検査、画像診断、疾病名、皆個人の情報が入っているんですね。本当は、市報にはそういうものが入っているということを市民に教えなければならない。

同様に、生活保護の問題もそうです。福祉関係なんか、ずらっとです。こういうことが現条例にも抵触するような中身になっている。したがって、個人のプライバシーという人権にかかわる、人権問題なんだと言っている、この部分についての当局の認識をやっぱり改めていただきたい。今までのような認識ではだめなんだと。

例えば教育委員会もそうです。内申書の問題がまさしくそうです。皆書かれているわけですから。それは電算化の……、成績もそうです。皆、書類で保管です。これは皆、対象です。もちろん対象になる前から法律ができる前から、それは個人のプライバシーとして、人権の問題としては以前からあったんですが、法的にそれが規定されたのが今回の5月なんですね。

というふうなことで、プライバシーの問題については、もう一度行政に携わる皆さんは認識を改めていただきたい。このことについても市長から見解をいただきたい。いっぱいこういうことがあるんです。

というふうなことで2問にします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 開発公社の件でございますけれども、これはちょっと資料を持っていませんからなんですけれども、開発公社は設置するというようなことができるということになっておるわけだろうと思います、法律上。ですから、それを協定項目の中に入れるかどうかということにつきましては、これはまだ協議会において十分協議してと、このように思っております。

それから、住民の声を反映するために、いろいろ手法といいますか考えてはどうかと。そういう中で審議会を設置などもと、こういうことでございますが、現在におきましても事務段階で、それぞれの市町におきまして、それぞれの市町の実態というものを十分知っておるところの担当が、分科会あるいは専門部会ということで積み上げて議論にされるというようなことで十分まないたに乗せるわけでございますから、それに今度は委員は住民の声と、住民の代表者としてのそれぞれの立場で協議会に臨むわけでございますから、十分任意協議会に対しての住民の声というものは、かなり反映されてくるものだと、こう思っております。

そしてまた、法定協議会になれば、民間人の方からの委員も入ってくるわけです。民間人の立場としての民意というものも反映されるわけでございますので、あえて現在の段階で審議会というようなものを設置するというようなことは、私としては考えておりません。

それから、特例債というようなものをどう使うのかと、こういうことございましょうが、これもやっぱりこれから協定項目なりを、中でこれからの将来の建設計画というものを審議されるわけでございますから、当然それぞれの市町の抱えておるところの重要事業とか、あるいは一体感を持つための事業とか、そういうことについての議論が当然なされるわけございまして、新しい市を形成した場合のビジョンというものを、そこに新たな考え方でまた出されるんだらうと、このように思いますし、また出さなくちゃならないと、このように思うわけございまして、ですから使うだけ使った方がいいとか、あるいは使わないで借金を残さないようにと、こういうようなことは今私から云々できるというものじゃなくて、みんなで協議して新しい市、そして一体感を持つ、そして将来のビジョンというものに向けて何を優先して、こういう特例債にしましても、それを活用して地域の中に生かしていくということに考え方を持っていかなきゃならないと思っております。

それから、傍聴者への資料の配布の件でございますが、これは普通は傍聴者に対して資料というのはやらないのじゃないかなと、こう思っております、そういうことで私としては考えていないところでございます。

それから、市民への情報提供、これは今回の寒河江市としましても、あるいは任意協議会にしましても、随時適切に丁寧に出してきたと私は思っております、これだけ順を追って提供して、わかりやすく話をしたというようなことは私はないと思っております。それにおきましても、これまでのやり方と、あるいはなお一層協議会におきましても、これまでやってきたことを十分踏まえながら情報提供と、そして住民の理解を得られるように持っていきたいものだなと、このように思っております。

それから、個人情報の関係でございますけれども、1問でも答弁申しあげたとおりでございます、何もこれをやらないとか、あるいは怠慢でしなかったと、こういうものじゃございませんでして、国の法律が出るということを待って、そして遺漏のないようなものをつくってまいらうと、こう思って進んできたわけでございますが、そこに合併の問題が出てきましたので、まず合併がどう決まるかわかりませんが、合併が決まるまでは今のままでいこうということございまして、事務段階におきましては十分検討を進めておるものがございます。

それから、プライバシーというようなことは守るということにつきましては、これは現行法令あるいは条例の中で十分、あらゆる分野でこれは守っていくというのは当然でございます、これは徹底して対処して守っていききたいと、このように思っております。

なお、公社のことについて担当から話があれば、なおつけ加えたいと思います。以上です。

平成 15 年 9 月第 3 回定例会

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 担当の方からということでもありますけれども、今市長が答弁したとおりでございます。以上です。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 先ほどのこういう実態というふうなものについて、現段階でも条例に反しているのではないかと、いうふうなことがあります。

それから、個人情報保護の関係ですが、今の二つの条例、電算のやつと情報公開。現行の二つの条例では市の保有する個人情報漏えいして、古い情報を持ったというふうになっても苦情処理や救済の道はないんです、この二つの条例で。ないんです、寒河江の場合は。

ただ、法律の行政不服審査法に基づいて出せばそうですけれども、そうでなくて、電算で入っている、電算の個人情報保護の問題と情報公開の、この二つの条例では救済の道がない。あるいは不服申し立てする部分が、現行の 2 条例ではないんです。

そういうことを考えれば、ましてや住基ネットが稼働しているわけですから、皆つながっているわけですから。国は国の機関だけれども、だから、地方公共団体はそれぞれ対策をとりなさいという法律なわけですから。1 年半もまだこのままでいいという、この認識ね。住基ネットでつなぐときに、さまざま議論があったわけでしょう。そして、私どもも、ちゃんとそういう国で法律ができる、それに基づいて市も条例ができるということだから、まず、だったらしょうがないかという市民の皆さん方もたくさんいたと思うの。それをまた 1 年半、問題ないというような、この認識なの。そんなことを寒河江で前から言っていたら、法律できたって合併あるから 1 年半ぐらい先だなんて言っていたら、安心して住基ネットの番号をもらうのがいいなんて言わないという人も私はいると思いますよ。こういうふうなことをやっぱりもう少し、何というか、ちゃんと受けとめてほしいというふうに思うんです。

したがって、この問題のこと、どういうふうなことなのかね。そういう盲点になっている部分、改めて見解をお聞かせをいただきたい。こういうふうなことではね……。わかっていないわけない、あれだけちゃんと答えているんだもの。というふうなことで、本当にこんなことで私は通らないというふうに思うんです。改めて、その点についてはお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、次、合併の問題ですが、これだけ重要な問題をやっぱり私は役場の職員たちで皆原案つくらせて、そして 7 人で物事を決めるなんていうのは、市民サイドから見ても極めておかしいです。やっぱり住民の住民による住民のための自治をつくる、こういう大きな問題は万機公論に決すべしという、この姿勢を市長みずからがやっぱり持たなきゃだめだと思います。

合併特例法で地域審議会というものをつくることことができる。そして、そこで諮問もする。諮問だけでなく、その委員会に進言もできるという制度をつくることことができるというふうに法律でしているんです。それすら必要ないという、こういう感覚。私は、こういう姿勢でいくと……、本当にいい合併後の寒河江市をつくってほしいという意味から申しあげているのでありまして、この点について本当に市長の見解を 2 問目でお尋ねをしたんですがありませんでしたので、そのことも含めてお尋ねをしまして終わります。ありがとうございました。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 個人情報の保護の問題でございますが、いろいろ電算に入力しているという以外のものにつきましても書類として持っているものもあるわけでございますけれども、それらにつきましては現在の法令なりあるいは条例なりを十分遵守して、それに基づいて対応していくという考え方でございますし、あるいは現在事務段階で用意してあるというようなものも頭に入れながら、そういうものを十分踏まえて対応していきたいと、このように思っておりますでございます。

それから、住民の声を吸い上げる手法・手段としてまた再度の御質問でございますが、先ほど答弁申しあげたとおりでございます。現在進んでいるような方向で住民の声を吸い上げ、あるいは住民の御理解を得ていくということで対応してまいりたいと思っておりますので、何ですか、地方審議会ですか振興会ですか、ということも新たに設置してというようなことは考えておらないところでございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 58 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



## 内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 18 番、19 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 一般質問の最後になりますが、通告に従って質問をいたします。市長には誠意を持って御答弁をいただきますようお願いを申しあげる次第であります。

ここで質問に先立っておわびをして訂正をお願いを申し上げます。通告番号 19 の質問要旨の中で、「実施計画に示された」という部分を「老人保健福祉計画第 2 期介護保険事業計画に示された」というように御訂正くださるようお願い申し上げます。

なお、市当局には、その要旨で御理解をいただいておりますので、ひとつよろしくをお願いを申し上げます。それでは、最初に合併問題についてお尋ねをいたします。

さて、平成の大合併が進められておりますが、総務省によりますと、2003 年 4 月 1 日現在、法定協議会や任意協議会に参加している市町村は、全国で 3,187 団体のうち 1,866 団体で、設置数は 463、全体の 58.6% になっていると言われます。

しかし、2005 年 3 月までに市町村を 1,000 にするという政府の目標から見ると、大幅におくれていることは否めません。おくれている理由は、政府の合併の論理と進め方に大儀がないことが、多くの国民、自治体関係者に認識されつつあるからだと思えます。

政府は、合併によって行財政基盤を充実強化することが、地方分権を進める上で不可欠であるとして強引なまでの施策を推進していますが、一方で、合併すれば中心地への集中が進み、周辺部との地域格差が拡大するという問題点なども提起をされています。

そうした中で、寒河江市、朝日町、西川町の 1 市 2 町は任意協議会を設置しましたが、客観的な情報を住民に提供し、地域の将来のあり方を住民とともに考えることが重要であり、将来のあり方をも左右する合併の是非は、基本的に主権者である住民の意思によってこそ決定されるべきものと考えます。

そこで伺いますが、佐藤市長はこれまで、私の考えと同様に、合併は住民の意思が基本としておりますが、一昨日の遠藤議員の質問に対する答弁にもありましたが、民意の所在を確認するためのアンケート調査をも現在のところ考えていないとして、含みを残しながらも否定をなされました。市長は民意の所在をどのようにして確認するお考えなのか、具体的にお答えを願いたいと思えます。

私は、この合併問題は、将来について責任を持たなければならない大変重要な課題と認識をいたしております。そうした意味で民意を客観的に推しはかる最良の手段は、住民の自己決定権としての住民投票による合併についての可否を問うことだと思います。住民投票について再度、市長の見解を求めたいと思えます。

次に、市長は、これまでの合併に対する質疑の中で、行政サービスの水準を維持していくためには行財政基盤の強化が必要で、少子高齢化に対応すべく合併は不可欠としております。

しかし、財政状況、財政基盤に差がある自治体の合併はよい方に不利になると言われ、加えて高齢化率の高い自治体との合併についても不利であるとするのが、ごく一般的な見方であります。西川、朝日の両町は、財政力指数も小さく、財源が豊かだとは決して言えません。高齢化率についても県内では高い方に位置しております。こうしたことを受けて、市民の間には、この合併について先行き大変になって市民の負担が増すのではないかということで疑問視する方が多数おられます。合併を進める上で、市長は、こうした点についてどのように御説明なさるのか伺いたいと思えます。

また、佐藤市長は、高齢化を乗り切るためには行政能力が高く財政的にも効率のよい自治体を形成していく必要があるとして、総務省あたりの考え方と寸分変わらない見解をお持ちのようですが、しかし合併すれば行

政能力が高まる裏づけなどは全くありません。規模は小さくても、住民と一体となって工夫をして全国に名をとどろかせるほど行政力の高い先進的自治体運営をしているところは数多くあるのであります。合併するしないに限らず行政力を高めることは重要なことで、住民の参加や職員の先進的な考えを取り入れる度量と不断の努力であると私は考えます。

市長のそうしたお考えが総務省の受け売りでないとするれば、それは小さい自治体に対する偏った見方であると批判しなければならないと思います。御認識を改めていただいて、そうした力を引き出す住民参加による政策を形成するシステムづくりこそ重要なことと思いますが、御見解を承りたいと思います。

次に、合併と地方財政のかかわりについてお尋ねをしたいと思います。

この問題について市長は、「交付税の抱える問題は分権推進の立場で論じられているもので、合併の論議と直接かかわる問題ではない」と一般質問の中でこれまでお答えになっております。中央における地方財政構造改革論などを検証すれば、それは間違った認識であることは明らかであります。

政府関係者の論調を要約すれば、国と地方自治体の長期債務は約 700 兆円。その内訳は、国が 500 兆円、自治体 200 兆円、国は 2010 年代当初にプライマリーバランスを黒字化することを中期目標にする。そのためには一般会計で膨張している国債償還費や地方交付税支出を削減するしかない。交付税の膨張した主な要因は、基準財政需要額算定で自治体規模に逆比例してコストを割り増し計算する段階補正などにより、特に小規模市町村を手厚く面倒見てきたことによる。それが財政面から市町村の自立心・自制心を奪い、モラルハザードを招く結果になっている。財政需要額を圧縮して交付税を削り、同時に自立心・自制心を植えつけるためには市町村合併が必要だ。市町村の重い腰を上げさせるには、あめとむちを使い分けることが必要だとするものであります。

私は、そこで最初に検討しておく必要があるのは、交付税の膨張を招いた根本原因は何かということ突きとめることから始めなければならないと思います。

端的に言えば、その根本的な原因は段階補正など、小規模自治体に対し傾斜支援していることにあるのではないかとわかります。政府は 90 年代、地方交付税制度を使って、国の景気対策に自治体を動員してきたのであります。それはこれまで何度となく申しあげてまいりましたが、地方交付税制度をゆがめる結果となっています。国はみずからの責任を棚上げにし、地方交付税に依存した地方自治体の放漫な財政運営が財政危機の主因だとして交付税総額抑制を行っております。

その上、合併特例債についてまた交付税措置をするという合併誘導策を進めていますが、この制度では、合併が進めば進むほど国は交付税の財源確保が必要になり、墓穴を大きくするのではないかと懸念があります。

合併問題は将来の財政見通し抜きでは語れず、交付税の推移と深くかかわっております。市長は、地方交付税について、さらにこれまでの国の運用について、長としてどのように総括するのが改めて伺いたいと思います。

次に、合併の説明資料における合併のメリットとデメリットについてお尋ねをいたします。

本市や両町の住民の間では、合併について今なお心配や疑問視する声があるのは先ほど申しあげたとおりであります。

私の聞く範囲では、その心配の声は大別すると、役場が遠くなり今までよりずっと不便になるのではないかと、あるいは中心部だけがよくなって周辺地域は寂れるのではないかと、また住民の声が届きにくくなりサービスのきめ細かさが失われてしまうのではないかと、サービスが低下し公共料金が高くなるのではないかとといったような事柄であります。資料に示された抽象的な対応策では、それぞれの住民の理解は到底得られないことと思われる。一つ一つ具体策を示すべきだと思います。市長の見解を求めたいと思います。

また、住民には、今後の財政状況について、合併したからといって必ずしもよい方に進展するとは限らない

とする見方があります。財政状況が今後どうなるのかは、住民が合併をすべきかどうか判断する上で大変重要なことだと思います。合併した場合としない場合の20年間程度の中長期の財政のシミュレーションを早急に住民の前に提示すべきと思いますが、御見解を伺いたいと思います。

合併問題の最後に、過日の佐藤議員の一般質問に対する教育委員会の見解について市当局にお尋ねをいたします。

質問の中に、中学校給食について本市と両町では不均衡があり検討されるのかという問いがありましたが、それについて教育委員会は、統一されるものではないとする見解が示されました。後になって訂正をされましたが、正確には会議録を見てみないとわかりませんが、私はそれは初めから行政サービスは違って構わないというように受けとめました。仮にそうだとすれば、これは協議原則に示されている一体性確保の原則に照らせば、どうしても納得ができません。そのことについて市長はどのような御見解を持たれているのか伺いたいと思います。

続いて、特別養護老人ホームの整備計画についてお尋ねいたします。

介護保険法が実施されサービスが開始されると、特別養護老人ホームへの入所希望者は堰を切ったようになっております。

特養への入所は本人の希望が前提であります。社会的な変化のもとで実質的には家族の希望が強いことがわかります。私たちは仕事柄、相談を受けたり、そうした場面によく出会います。

入所希望者が急増した原因は幾つか考えられますが、在宅サービスの機能が十分でないために施設に頼らざるを得ないという面もあるでしょう。しかし、その背景として見過ごすことができないのは、高齢者本人とその家族が家族介護の重荷に耐えられなくなっており、負担の少ない施設入所への希望が顕在化していることであります。心温まる介護を困難な状況を克服して高齢者を支えている家族も多くありますが、同時に家族の心身の負担は非常に重いものになっております。

前にも述べましたが、介護の必要な高齢者数の増加、介護内容の困難化、介護期間の長期化、介護する人の高齢化など、いずれをとっても昔とは比較にならないほど事態は深刻化しております。例えば、食事、入浴、排せつの世話などによる疲労や睡眠不足、時間的な拘束などで、介護している方の家族が介護疲れの状態にあって、身体的・精神的両面で辛苦に直面しているのであります。経済的に見ても、介護しなければならないことによって働きに出られなかったり、また施設入所に比較をしても負担は重いものになっております。

介護保険事業は、在宅サービス重視が基本となっておりますが、そのようなしゃくし定規で対応すれば、家族全体が崩壊をするようなケースも想定され、時折、悲しいニュースなども耳にしております。ともかく介護施設に入れればという市民の切実な声が多々あります。そのことは、質量ともに充実した施設サービスの提供も不可欠で急務であることを物語っていると思います。

そこで、お尋ねしますが、17年度に50床を新設するという特別養護老人ホームについてであります。だが、どこに、どのような特別養護老人ホームを建設しようとしているのか。法人の名称や役員、また、その法人が担うことになったこれまでの経過なども明確にお答え願いたいと思います。

そしてまた、資料などを提示する中で、その具体的な計画について市民の前に明らかにすべき時期に来ているのではないかと思います。あわせて伺いたいと思います。

さらに、過日説明がなされた際に、15年度認可、16年度建設、17年度完成としていますが、その進捗状況と完成めどはどうか、ここで御尋ねしたいと思います。

次に、新設する特別養護老人ホームと関連してお尋ねをいたします。

御承知のように、平成14年度から新型特養が導入されることになりました。つまり、特養における4人部屋主体の住居環境を抜本的に改善し、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、個室ユニットケアを特徴とする居住福祉型の介護施設として、できるだけ家庭に近づけるとするものであります。詳細については省き

ますが、新設される特養は当然この条件を満たすものでなければなりません。

利用者費用負担等についての考え方は、入居者は居住環境が抜本的に改善されることから、従来の介護、食事にかかわる利用者負担のほか、ホテルコストにかかわる費用を負担することを基本にし、15年度から実施することとしています。負担するホテルコストについては、個人スペースにかかる建築費用、光熱水費等に相当する額として、各施設における算定ルールを明確にするとともに、利用者への説明と同意を義務づけております。

ところで、そのことを説明した13年9月の全国担当課長会議の資料では、低所得者に対する措置として、個室利用が阻害されないように負担軽減を行うこととし、具体的には介護報酬による配慮を検討するとしておりますが、どのようになっているのかあわせてお伺いし、誠意ある答弁をお願い申しあげて、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、合併問題についてお答え申し上げます。

何点かありましたが、まず住民の意思確認ということでございますが、合併につきましては市民に十分な情報を提供する必要があると考えまして、昨年度、市報において 6 回、市町村合併を考えるシリーズとして情報を提供いたしまして、その中で市長としての考えも掲載したところでございます。

また、市内各地区において地域座談会を開催し、市民の意見を聞くとともに、合併の必要性と西村山地方の中核都市として、西村山地方全体の発展を担う使命と責任の必要性を訴えてきました。その後も、団体や地区から合併に関する話をする機会があり、また常日ごろの市民との対話の中でも同様のことを常に申しあげ、御理解をいただいていると思っております。

住民投票につきましては、昨年 6 月の質問にお答え申し上げましたように、その法的効果等についても慎重に検討すべきと思っておりますので、合併の是非の判断に住民投票制度を活用する考えは持っていないところでございます。

今後、任意合併協議会において具体的に協定項目に従って協議が進んでまいります、その協議内容については逐一、市民に対し任意合併協議会だよりなどを通して情報を提供してまいります、その上でまたいろいろな場面での市民との対話の機会があるのではないかと考えております。

議員の方々に対しましては、今議会と同様、議会を通じて話し合いが行われることが多くあると思われるところでございます。

次に、財政基盤に差がある自治体との合併についてのお尋ねでございます。

市町村合併につきましては、これまで幾度となく私の考えを述べてまいりましたが、まず地方分権の時代においては、市町村は自己決定と自己責任のもとで個性あるまちづくりを進める必要があり、分権に対応できる十分な行政能力を有することが求められます。

また、現在は交通・通信網の発達によりまして、通学、通勤、買い物などの住民の生活・活動範囲、すなわち日常生活圏は、市町村の枠を越えて広がっております。

このような日常生活圏の拡大に伴い、住民の行政ニーズも市町村の枠を越えた公平性の確保や土地利用へと拡大し、さらに環境問題や情報化など、従来の行政区域の枠組みの中では十分対応し切れない行政課題も発生しております。そのため、これからの市町村は広域的な生活圏の中で地域の発展を考える必要があり、日常生活圏の中での合併を進めていかなければならないと考えているものでございます。

したがって、財政状況の悪い市町村との合併は不利であり、財政状況のよいところと合併を進めるべきであるとか、高齢化率の高い市町村との合併は不利であるという、いわば損得で市町村合併を考えているものではなく、西村山地方の中核都市としての使命と責任を踏まえ、今後の寒河江市を含めた西村山地方全体の発展を考えて、西村山という日常生活圏の中で合併を進めようとしているものであり、このことは市民の皆様からも十分に御理解をいただいているものと思っております。

また、現在、景気の低迷とともに、国・地方を問わず厳しい財政状況にあり、地方交付税の総額は年々減少していくことが予想されます。加えて少子高齢化の進展とともに地方の市町村の人口が減少し、税収がさらに減少していくことが予想され、行政サービスの水準を維持することが難しくなると思っております。そこで、合併によるスケールメリットを生かして、1人当たりの行政経費を割安なものとし、効率的な自治体を目指していくべきであると考えております。

それから、高齢化社会を乗り切るためには、行政能力が高く財政的にも効率のよい自治体を形成していく必要があるとしているが、合併すれば行政能力が高まるというところの裏づけはないのではないかと、こういうこ

とでございますが、そういう偏見を改める必要があるのではないかと、こういう御質問でございます。

小さい自治体に対する認識についての御質問になるわけでございますが、地方分権が進展するさなか、国・地方を問わず厳しい財政状況にある中であって、今後ますます進展するであろう高齢化社会を乗り切るためにも、行政能力が高く財政的にも効率のよい自治体を形成していくことは、合併をするしないにかかわらず必要なことであると考えております。

小さな自治体に対する見方ではありますが、我が国における合併の沿革を振り返ってみますと、明治の大合併は、明治 21 年末に全国に 7 万 1,300 有余の町村の数を、明治政府は明治 22 年に近代的な地方自治制度である市制・町村制の施行に当たり、市町村が戸籍や小学校などの事務を処理するためには、300 戸から 500 戸を標準として全国一律に町村合併を行ったものであります。その結果、町村の数は、明治 22 年末には 1 万 5,800 有余となりまして、約 5 分の 1 に減少したものでございます。

また、昭和の大合併は、6・3 制の実施に伴う新制中学校の設置や市町村消防のほか、社会福祉や保健衛生関係の事務など多くの事務が市町村で処理されることとされましたので、昭和 28 年 10 月に町村合併促進法が制定され、新制中学が合理的に運営できる人口規模という点を念頭に、全国一律人口 8,000 人を標準としての町村合併を進めるというものでございました。

過去の町村合併の基準を見るように、自治体はある一定規模の人口を擁することが必要であったと思われま

す。私は、小さい自治体に対するところの誤った見方とか、あるいは認識などは持っておらないところでございます。御理解いただきたいと思えます。

それから、交付税制度との関連、合併とのかかわりについての御質問がございました。

地方交付税の総額は、国税 5 税の一定割合と定められております。これまでは右肩上がりの経済成長の中、国税の順調な伸びに伴い、その総額も増加してきたものであります。

しかし、バブル崩壊以降、景気の低迷が続く中、国税の一定割合という本来の交付税だけでは不足する状態となり、交付税特別会計借入金方式により、その総額を確保してきましたが、その結果、同特別会計が 40 兆円を超える赤字を抱えることとなり、持続可能性のある状態ではなくなってしまったところでございます。

そのため、地方交付税の改革が行われるようになり、財源不足額の補てん対策として新たに臨時財政対策債を導入するとともに、段階補正の見直しなどによる交付税の縮減措置がとられてきたところでございます。

さらに、国におきましては、三位一体の改革を進め、国庫補助負担金の削減と税源移譲等による地方税等の充実確保、地方交付税の改革による交付税への依存の引き下げを行い、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築することとしております。

地方交付税は、標準的な行政を行うのに必要な財源を保障するため、また税財源の偏在を調整するため、客観的・合理的なルールによって算定された経費に対する財源不足額を国が交付するものであります。

地方交付税については、本年 6 月の全国市長会の税源移譲を基軸とした三位一体の改革の推進等に関する重点要望においても、所要の改革を進めるとともに、財源保障と財源調整の二つの機能を一体として果たす地方交付税の役割は重要であることから、引き続き両機能を堅持し、交付税率の引き上げを含め、所要総額を安定的に確保することとしております。

地方交付税は、地域間で税源が偏在する中で、一定の行政水準を確保するために重要な役割を有するものでありますので、交付税の改革をするにしましても、今後とも財源保障と財源調整機能を堅持し、税源移譲とセットで、地方が自主自立できる地方行政財政基盤を構築すべきであると考えております。

一方、地方分権型の新しい行政システムを構築するには、自治体の行政基盤の評価が必要であることから、国においても市町村合併を推進しております。

地方交付税の改革と町村合併とは、市町村の自助自立が中心であるという共通の基盤に立たなくてはならないと思っております。

いずれにしても、市町村合併の推進と税源移譲を含んだ三位一体の中での交付税改革が車の両輪となって、新たな内政のシステムを構築されていくべきものであろうと思っております。

次に、デメリットに対応してどう考えているかというようなことですが、地域座談会をやったわけですが、その資料に記載されている対応策で、役所が遠くなり不便だという不安を解消できるのかという御質問でございます。

本年3月に実施した合併を考える座談会の資料の中で、合併のデメリット、心配されることとその対応として、町の方にすれば役所から遠くなり不便になるという懸念があることに對し、合併後も旧役場を支所や出張所として活用し、住民生活に支障のないようにできると、その対応策を記載したところであります。

去る8月5日に開催されました第2回任意合併協議会において、合併した場合の事務所の位置について、当面、現在の寒河江市役所とすることが確認されました。合併によって、地理的に役所が遠くなる方が出てくることは否定できないものであります。

しかしながら、支所、出張所の設置ということについては協定項目の中にありますので、協議会で今後決定されることとなりますけれども、決定されれば、住民票の写しや印鑑証明の交付といった窓口サービスを、従来と変わらなく提供することができるようになると思いますし、日常生活には不便を来さないものと考えております。

また、情報技術の活用によりまして、近い将来、自宅など、いろいろな場所から申請や証明などが行えるようになるとも言われているわけですので、そうなれば地理的な距離はますます問題にならなくなってこようかと思っております。

次に、合併した場合あるいはしない場合の財政の見通しとシミュレーションとに質問がございました。

1市2町の任意合併協議会においては、ことしじゅうに合併した場合の新市の将来構想案を作成することとしており、その中で合併後の主要プロジェクトや財政計画の素案が示されることとなります。したがって、合併した場合の財政シミュレーションは示すこととなります。

本市におきましては、前にも申しあげましたように、合併に前向きなところと合併を進めるという方針でございますので、合併しない場合の財政シミュレーションを行い合併した場合と比較する考えはないところでございます。

それから、さきの教育委員会の答弁についての市長の見解でございます。

現在、何回も申しあげましたけれども、任意合併協議会の分科会において、具体的な事務事業の把握と調整作業を行っております。

協議会で協議するに当たり、新市の将来構想案及び合併に関する協定素案は、各市町村住民の合併の是非判断の重要な事項であるため、8月5日に開催した協議会において協議方針を定めたところであります。

その協議方針の中に、事務事業の調整の分類も含めております。その分類の中には、現行のとおりとする、合併時に統合する、合併後に統合する、新しく制度化し合併時に施行する、合併後に新制度を作成する、合併時に廃止する、合併後に廃止するなど、事務事業の調整内容を分類することにしております。

したがって、現行のとおりとする分類もありますので、教育委員会の答弁はおかしいというようなことは当たらないと思っております。

次に、福祉行政についての質問がございました。

介護保険制度がスタートしてから4年目を迎えたところでありますが、制度が浸透し市民の理解が進むとともに、多くの方が介護認定を受け介護サービスを利用するようになりました。給付の実績も確実に伸びており、介護に係る家庭の精神的・身体的な負担も相当軽減されているものと考えております。

一方、市の総人口のうち 65 歳以上の人が占める割合は年々増大し、平成 19 年には高齢者の中で介護を必要とする人の割合が 15%になると見込まれております。このように、ますます増加するであろう介護要求に対しまして適切に対応していくために、これまでの実績を踏まえ、今後の需要を見込みながら、本年 3 月に、平成 15 年度から 19 年度までの 5 年を 1 期とするところの第 2 期介護保険事業計画を策定したところでございます。御案内のとおりかと思えます。

御案内のように、介護保険制度は、要介護状態になっても、できる限り住みなれた自宅で安心して自立した日常生活を営めるよう必要なサービスを提供することをねらいとしております。

これまでの給付実績におきましても、訪問介護サービスなど在宅サービスが前年と比較して大きな伸びとなっておりますが、一方において施設介護サービスの需要も多く、特別養護老人ホームへの入所待機者も少しずつ増加する傾向にあります。そのため、第 2 期介護保険事業計画では、特養入所待機者数の減少を図るため、国の参酌標準を勘案しながら、新たな施設整備を盛り込んだところでございます。

計画している施設の内容でございますが、建設地は老人福祉センターの西方を予定しており、入所定員 50 床、全室個室の新型特養で、ほかにショートステイ分が 10 床あり、20 人分のデイサービス施設も設置する計画となっております。事業計画者は、平成 17 年度内の開所を目指し計画を進めようとしているところでありますが、全室個室の新型特養の設置ということで建設には多額の費用を要することから、国・県の補助を受けるべく、平成 16 年度老人保健福祉施設整備計画に係る県の予備ヒアリングを受けております。

村山総合支庁管内では、ほかに四つの法人が計画しておりまして、さらに最上地区から 3 法人、置賜地区から 3 法人、庄内地区から 8 法人が予備ヒアリングを受けているようであり、この中から補助採択される施設が選定されることになるものでございます。

県の財政状況も極めて厳しいようであり、補助採択は予断を許さない状況であります。市といたしましては、計画どおり施設建設が実現されるよう補助採択に向け関係機関に働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

それから、新型特別養護老人ホームのホテルコストの取り扱いについてでございます。

国においては、平成 14 年度から特別養護老人ホームにおける居住環境を抜本的に改善し、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、ユニットケアを原則とした施設整備をすることになったものでございます。

これは、これまでの 4 人部屋を主体とし多数の入所者をまとめて介護する集団処遇型の介護から、全室を個室化し 10 人前後のグループを一つの生活単位として、これを介護するもので、このことにより新型特養の入居者は相互に仲間としての認識となじみが生まれるため、家庭的な雰囲気の中で孤独になることもなく、また職員も一人一人に合わせた個別的介護が可能となり、入居者とのよりよい関係が成立するものであります。

居住環境が抜本的に改善されることから、従来の介護や食事に係る利用者負担のほかに、個人スペースに係る建築費用や光熱水費相当分の、いわゆるホテルコストに係る費用を負担することになるものでございます。ホテルコストにつきましては、入所する高齢者の経済状況を考慮に入れまして、国においても 1 カ月当たり 4 万円から 5 万円程度を見込んでいただいているようでございます。

低所得者の個室利用が阻害されないようにするための施策としましては、保険料段階が第 1 段階と第 2 段階の方に対しましては負担軽減する措置がとられることになりました。介護報酬設定において配慮されており、具体的には第 1 段階の方は 1 カ月当たり約 2 万円、第 2 段階の方については約 1 万円が軽減されることになっております。

さらに、介護サービス利用分の負担が 2 分の 1 になる社会福祉法人による利用者負担の減免制度が、新型特養についても利用できるものと考えているところでございます。以上でございます。



佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 お聞きした点で多少抜けている点もありますけれども、打ち合わせした段階できちっと示した事柄が抜けておりますので、2 問目の中でさらに再質問しておきたいというふうに思いますが、初めに住民投票は考えていないというふうなこと、これまでの域を出ていないというふうに思いますが、それでは市長に改めて見解をお聞きしたいというふうに思いますが、繰り返すことになりまして、市長は合併するしないは住民の意思だというふうに言われているわけですが、その住民の意思を推しはかる具体的なものとして、どういうものを考えているのかお聞きをしたいというふうに思います。

今の答弁ですと、なんかいろんなところで対話の機会もあるし、議員もいろんなところで話を聞く機会があるなどというようなことであつたように思われますが、それでは非常に何といひますか、主観的にならざるを得ないというふうに思いますし、やっぱりどうしても何といひますか、主観的な内容というのは耳ざわりがいいものについては残る、あるいは耳の痛いところについては忘れがちであるというふうなこと、これは心理学的に証明をされているわけでありまして、また、なかなか相手の意に反することというのは言いにくい面がありますね。したがって、どうしてもそうしたところでの意見を聞くということになりますと、それをもって住民の意思の所在だというふうなことになりますと、主観的にならざるを得ないというようなことがあります。

私は、できるだけ客観的に、こういうふうにするべきではないかなというふうに思っております。要するに、主観的な裁量の域を出ないということでありまして、ぜひ、これは大変重要なことでもありますので、住民投票を必ずしろとかなんていうことは申しあげませんが、それは私は最もベストな方法ではないかなというふうなことで申しあげたところでありまして、そのほかに、それにかわるものが、もっとよいものがあるならば、ぜひそれも教えていただいて、そのことを実施していただきたいというふうに思いますが、市長に改めて御見解を伺いたいというふうに思います。

法的にもいろんな問題があるというような御指摘がありました。しかし、これまでこうした重要な場面について、合併を進めている自治体などでこうした住民投票なんかやられているケースが多々ありますし、そういう意味では繰り返すことになりまして、客観的な全体の意思を確認する上ではこの上ないものであるというふうに思います。

むしろ、こうした住民投票をすることによって、今何が何だかわからないような形で進んでいるこの合併という問題について、住民がその間で議論が十分になされるのではないかなというふうに、その効果も私はあるのではないかなというふうに思っているわけでありまして、そういうことで、もう一回その点も含めて考えてみていただいて、改めて市長の御見解をいただきたいというふうに思います。

このままずっと進んでいきますと、法定協議会が設置される段階では合併が既定のものになってしまうのではないかなというふうに私は危惧を持っております。本来は任意協議会は合併の可否を決する場にすべきであるというふうに思うんですが、ここ数日間の答弁を聞いておりますと、どうもそうではなく、前へ前へと進むような気がしておるわけでありまして、そこでこのまま合併を前提にした法定協議会を設置することになりますと、法定協議会が合併の是非を含めて検討できる場ということを否定することになってしまうのではないかなというふうな心配があります。

そこで、その法的協議会を設置する際に、その法定協議会の協議がまとまった場合には、いわゆる先ほど申しあげました住民投票でその可否を決めるというやり方が最も私は民主的で理にかなったやり方ではないかなというふうに思います。住民の意思が基本だとするのであれば、ぜひこのことを検討してやるべきだというふうに思いますが、改めて市長の御見解を承りたいというふうに思います。

市長の御認識のとおりだとすれば、市民の間では合併を可とするものが私はかなりの部分を占めるんじゃないかなというふうに思いますが、そして、その結果が出たら堂々と合併の道を歩めばいい、こういうふうなこと

ではないのか、こういうふうには繰り返して申しあげて、その点について改めて見解を求めたいと思います。

それから、スケールメリットについてのお話もありました。

確かに行政は効率性も必要でありますけれども、何といえますか、スケールメリットも重要な意味を持つというふうに思うんですが、これは行政というのは効率性だけを、その一面だけをもって評価してはならないというふうに私は思っております。もちろん言うまでもないことではありますが、地方自治というのは効率性を高めることは大変重要なことでもありますけれども、民主的な行政を一つは実現しなければならないということであって、効率性だけが評価の基準ではないというふうに思います。

それは利益を追求するような民間の企業であるならば、競争力を高めたり、あるいはそのために効率を上げてコストダウンを図るというようなことがあろうかというふうに思いますけれども、しかし地方自治体というのは公共性を担うわけでありますから、たとえ非効率の部分であっても、やっぱり捨て切れない事務事業だってあるわけですね。それは市長御承知のように、地方自治法が定めている地方公共団体の役割、つまり住民福祉の増進を図ることを基本として定めていることを持っているものだというふうに思っておりますし、そのことをやっぱり踏まえなければならないんじゃないかなというふうに思います。そうしたことについての御見解があれば、もう一度承りたいというふうに思います。

それから、地方交付税についてのお尋ねをしたところでありますが、私は、これまでの運用について一定の総括をしながら、やっぱり新たなことをやるんだということであれば、それについて議論を進めるということだろうというふうに思いますが、その総括的な意味合いがどうもなかったように思います。いわゆる交付税改革と合併の推進というのは別問題なんだというようなことを前から言われておりますが、これは繰り返すことになりまして、あめむちの関係で言えば、既にこれは明らかになっておりだというふうに思いますけれども、これは決して別ではないというふうに思いますね。ですから、やっぱり全国の多くの自治体の中では合併について見合わせる、こういうふうなことが起きているんだろうというふうに思います。

少し振り返ってみますと、分権法ができた、しかし財源の移譲は進めない。また、交付税制度をゆがめてまで景気対策として自治体を動員してきたわけでありまして、そしてまた財源問題に全く手をつけず、自治体が崩壊していくという状況になって合併を進める、こういうやり方は私はどうしても納得しかねる。初めに税財源も含めて地方自治が確立されておれば、合併など進める必要がないわけでありまして、これは市長も御理解いただけるんじゃないかなというふうに思いますが、ですから一定の総括をすべきだということでありまして、

御承知のように、口幅ったい言い方をしますが、国の交付税の運用の仕方や景気対策で公共事業をどんどん推進するやり方について、赤信号みんなで渡れば怖くない、こうした方式でやっていくと、国も地方も完全に破綻をしていくというようなことで随時警鐘を鳴らしてきたのは、ほかならぬ私たちだというふうに自負を持っております。

市長は、そんなことは、こういう私たちの指摘に対して余り意に介さなかったようでありまして、このところをやっぱり国も自治体もあやふやにしないで、きちっとやっぱり総括をする、そして先に進む、どうするかは住民の判断、こういうことではないですかということをお願いしているのですが、再度、市長の御見解を賜りたいというふうに思います。

これまで申しあげる機会がありませんでしたので、私の見解を少し述べておきたいというふうに思いますが、初めから私は合併が反対であるとか、あるいは何が何でも反対なんだというふうな立場ではありません。広域的な行政がある意味で必要だというふうな、あるいはその方が住民にとって幸せだというのであれば、またそうした判断が住民に出されたならば、私は積極的に進めるべきだというふうに思います。

佐藤市長は、過般、議会の議員も積極的にかわり合って進めてほしいというようなことがあったかというふうに思いますが、私はそうした手順を一つ一つ踏んで、しかも議論を尽くす中で問題点が整理をされて、しかも先ほど言ったように住民の意思が合併すべしというのであれば、反対する理由など全くないわけでありま

して、積極的に賛意を私は表明していきたいというふうに思っております。ですから、そのことを踏まえて、もう一回御見解を承りたいというふうに思います。

それから、合併についてのメリット・デメリットについてお尋ねをしました。

端的に、役所が遠くなって住民が不便になるのではないかということについて御答弁をいただいたわけですが、もう一つ絞ってお尋ねしたいというふうに思います。

私は両町にも多くの友人や知人がおりますが、主にそうした人々から聞かれる話でありますけれども、どうしても周辺部が寂れて寒河江の中心部だけがよくなるのではないかというふうな御意見があります。それは恐らくここにおいでになります議員の皆さんも、他の町に行きますと、そうしたことが時折言われるのではないかなというふうに思っておりますが、それは何も周辺部がおくれるような行政運営をしたくないというふうな首長さんばかりだというふうに私は思いますけれども、ただ、行政の施策でありますから同時に解決できないものはいっぱいあるわけでありまして、そうしたことで周辺部がおくれたり、あるいは寂れたりすることはあるわけですね。これは昭和の大合併が証明をしているというふうに私は思います。

先日この議場でも、寒河江市は昭和の大合併により大発展を遂げたというような話がありました。私は、別な面から見まして、果たしてそう言い切れるのだろうかというふうに思います。もちろん合併しないときの姿は知るよしもありませんから、これはどうなのかわかりませんが、

ただ、ここに西村山管内の人口の推移というようなことで表を持っていますが、この人口をもって、これだけで発展とか後退とか、これを推しはかるということにはならないという人もいるかもしれません。しかし、一定の目安として申しあげると、これは昭和 25 年とそれから平成 12 年の国勢調査による人口なんですが、本市の場合は全体で 3.2%人口が増加しております。しかし、旧町村で見ると、市街地である寒河江は 57.6%と大幅に増加をしておりますけれども、一方、中心部より離れたところ、旧白岩町であるとか、あるいは醍醐村などは著しく減少しております。醍醐は市長の地元でありますからおわかりのことと思いますが、白岩はマイナス 49.5%、醍醐はマイナス 39.4%、こういうふうになっております。西川、朝日の両町についても、役場の所在地となっているところは、全体がダウンをしておりますけれども、比較的ダウンの率が低いことがわかります。

したがって、こうしたことを見れば、今後合併することによって、いわゆる中心部が、何と申しますか、ますます大きくなって、周辺部が寂れていく、こういうふうなことは私は小学生にだって理解されるのではないかなというふうに思います。こうした現実と住民の不安に対して、どのような御所見をお持ちか承りたいというふうに思います。

それから、合併した場合としない場合の財政的なシミュレーションを出していただきたいというようなことを申しあげたんですが、合併するつもりだから合併しないときのシミュレーションは出さないなんて、こういうふうな話でありました。

これは、こんな対応は私はないというふうに思うんですね。これは住民にしてみれば大変重要なことであって、合併した方がいいのかしない方がいいのかというような判断をするときには、これはかなり重要な意味を持っていくというふうに思うんですね。したがって、そういうことをきちんとやっぱり受けとめていただいて対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、それでは改めてお伺いしたいというふうに思いますが、合併した場合の特例債、資料によりますと 191 億 2,000 万円、こういうふうになっていますが、地方債の残高とかあるいは将来の財政的な運営を考えた場合に、この特例債の発行額は、この 191 億 2,000 万円の何%ぐらいまでできるというふうにお考えになっているのか、改めて承りたいというふうに思います。

特例債というのは、先ほど市長からありましたとおり、これは借金ですから、何でもかんでも借金をしても事業をやればよいというわけではありませぬので、ただ、それぞれの自治体には、この合併をすれば、その特

例債でもっているんな事業ができるという幻想が実際にあります。したがって、仮に先の償還を考えた場合に、2分の1程度の限度というふうにした場合に、約100億円近い合併債が組めるというふうになるというふうに思いますが、こういうふうな話があるんです。

ぜひ、その辺のところもお聞きとどめいただいておりますので、ぜひわかれば教えていただきたいというふうに思いますが、これは例えば2分の1の100億円ぐらいの特例債を組むとすると、市庁舎を建てて終わりなんじゃないかというふうな話があります。私たちも、市役所の市庁舎を新しく建てた場合ということで議会の中でも行政視察に行ったことがあります。大体100億円ぐらいかかるんですね、新しい庁舎となります。ですと、あながちこうした指摘も間違っていないのかなと、こういうふうに思いますし、したがって、どのぐらいの特例債が組めるのか、こうしたことも重要なことになってきますので、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

それから、特別養護老人ホームの中でちょっと漏れておりましたので、ぜひわかれば教えていただきたいというふうに思います。この新しい老人ホームを担う法人の名称、あるいは建てられる場所、それから法人の役員などについて、わかる範囲内でぜひ教えていただきたいというふうに思いますし、また、どのような経過をたどって、そうした方々に、何といいますか、建設がされるようになったのかということも含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、教育委員会の関係ですが、ちょっとなおわからなくなりましたね。見解がおかしいと思わないというようなことであつたのでありますが、それは3年間の経過措置のことを言っているわけではないんですね。これはつまり行政サービスがそれぞれ違って構わないのだということを言っているんですか。そのことをもう一回確認しておきたいというふうに思います。

以上、2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かあったわけでございますけれども、合併につきましては前から申しあげておりますように、あるいは市報やら、あるいは合併だよりでも書いてありますように、あくまで本市の取り組み方といたしましては前向きの町と合併を考えましょう。合併というのは将来のまちづくりというようなことを考えれば避けて通れないと。それは寒河江市のみならず西村山の中核都市としての寒河江市の使命でもありと、責任でもあるんでないかというような考えから取り組んできて今日に至っておるわけでございますが、その取り組み方としてはオープンにしまして順序を立ててわかりやすくやってきたと、このように思っておりますので、こういうことはだれでも市民の方も御理解いただけるのじゃなかろうかなと、こう思っておりますが、町の方と本市の方との、それは立場が違い、これは温度差といたしますか、そういうのもあるものだと思いますけれども、本市の市民としましての意図というものは、やはり今言ったような考え方から、合併についての考え方というのは大方の考え方だろうと、このように思っておるところでございます。

そしてまた合併問題というのは、これは今は任意合併協議会でございますけれども、法定協議会になりますと、これは議会の議決を経て設立されるわけでございますし、また最終的に合併ということになりますれば、これまた議会の議決を経なくちゃならないのが本来でございますし、それにおきまして現在の日本の地方制度のあり方というものは間接民主制というものをとっておるわけでございますので、そういう中での議会での御意見など、あるいは議員の御認識というようなものが大切になってくるんだらうと、このように思っておるわけでございますが、これまでも市民の声というようなものもあらゆる機会に取り上げ、あるいは話し合いながら私も確かめておるところでございます。

それから、効率性だけを追求するのではないのじゃないかなと、こういうような話でございますけれども、やはりこの厳しい、国もそうですけれども、地方自治体がこういう苦しい中でどう切り抜けて、そしてまた自主自立の道をたどっていくかということは、これは並大抵のことではないと思っておりますし、やはりこのままでただ公共サービスも提供することができないような自治体になって何が自主自立の道だと、こういうことに相なるかと、こう思っておりますし、そういうことを考えるならば、将来の厳しい状態というものを切り抜けるためにもどうするかということを考えていかなきゃならないと、このように思っておりますし、後世において評価にたえるようなものをやっぱりこの場でつくっておくということも私は必要かなと、このように思っております。

そのためには、いろいろ合併ということの中での行財政運営の効率化を図っていくと。そうでなければ、住民に行政サービスというようなことはできなくなるような事態にあるということを、これは御認識いただかなきゃならないと、このように思います。

それから、交付税、これはただあめとむちとの議論からなされておるようにも受け取られかねない議員のお話でございますけれども、やはりこの交付税、これまでの果たしてきた役割というのは、これは看過できないものだろうと、このように思っております。

いわゆるどの市町村も、大都市から 300 人やそこの村まで一定の行政水準を維持するという意味での交付税の果たしてきた、その保障機能あるいは調整機能という役割というのは、これはあるかと思っておりますが、そしてまた、いわゆる交付税の中でいろいろ事業を社会資本の整備ということも、これも可能になったということも言えると思うわけでございますけれども、先ほどもおっしゃられましたように、国・地方を通じまして 700 兆円もの簡単に言えば赤字があるわけございまして、地方にはそのうち 200 兆円もあるわけございまして、国も地方も全体としてまずピンチの状態にあると。

それを切り抜けるにはやはり、何といたしますか、全体としての構造改革というようなことが必要なわけございまして、自治体の置かれているところの状況というものをやっぱり認識したならば、どうこれから持って

いくかというようなことは、交付税という制度のみならず三位一体の考え方で持っていこうということでございまして、これは私は必要なことだろうと思っております、先ほどにもいろいろ国に対しまして要望し、そして地方の意見というものを存分にとっていかなければ、地方の自治体としての自主自立という道はないんだということを考えておるわけでございまして、それにおきましても交付税のあり方あるいは税財源の移譲と、やっぱり交付税そのものがこういう交付税の原資というものが非常に少なくなっている現段階でございまして、景気の低迷という中で毎年少なくなってきております。

そういうことで、交付税そのものが、制度が赤字でございまして、何ですか、40兆円ですか、数字としましては48兆円ぐらいですか抱えておるわけでございまして、これをもう国と地方で半々で負担しろと、こういうことまでなってきたおるわけでございまして、ですから、これらをやっぱり将来を見据えたところの交付税制度、あるいは税財源の移譲というようなことでやってもらわなくちゃならないと思いますし、また地方としましては声を大きく上げて、それをかち取らなくちゃならないというのが本当だろうと、このように思っております。

ですけれども、交付税制度なり、あるいは特例債を合併を通じて、これをうまく活用するというのも私は一つの方法だろうと思います、これは、これから自主自立していくためには、これをうまく活用ということも、何に使うかということ、それはこれから十分合併した市町の大きな英知を集めてこれをやっていくということになるかと思いますが、これは十分にこれを利用ということは私はいいいことだろうと、このように思っております。

それから、中心部と周辺部の問題がありますけれども、合併しますと周辺部が廃れるんじゃないかということでございまして、そういう周辺部なりあるいは中心部の一体化を図る、あるいは周辺部をより一層活気づかせるということのためにも、これは必要だろうと私は思っております、単に中心部だけいいことをするのでないか、周辺部が廃れてくるようなことになるのじゃないかと。えっじゃなくて、全体として元気よくなるということが私は合併だろうと、一体化するということだろうと思っております、それにおきましては、いかにも中心部だけがよくなって、あとは見捨てられるんだというような御議論を、さもそのようにおっしゃることは、どうも私は納得できないところでございまして、やっぱり新しいまちづくりということになりますれば一体化を図り、そしてかえって少子高齢化の高いような周辺部ならば、なお一層メリットがあるようにするというのが私は必要だろうと、このように思っております。

そして、50年後、100年後のまちをつくっていくということが本当の合併の妙味を発揮することだろうと、このように思います。今、日常生活圏というのはほとんど広がりを持ってきてございまして、まずは行政の枠なり、あるいは行政区画というものが、経済効果とかあるいは産業構造というような面から見ましても、かえってこれは不都合な状態になっているだろうと、このように思っておりますが、その壁を壊して広い考えで50年100年後を考えたということが私は必要だろうと思っております。

それから、財政のシミュレーションでございまして、これは合併した場合には当然出すことになっておるわけでございまして、出すことになっております。それから、もしも合併しない場合は、市の振興計画において実施計画というのがあるわけでございまして、そこには財政計画は当然出します、これは、来年度16年度分だって、これは実施計画、財政計画を出すことになりますからですね。ですけれども……、そういう意味でございまして。

それから、特例債の話がございましたけれども、特例債をどうするか。どこか大きな庁舎をつくとあと終わりではないかと、こういうようなことを議員の方が、議場でしゃあしゃあとして申しあげるといのはいかなものかなと思います。

そういうことで新しい地域のために、どのように市民のまちづくりのために何が必要なのか、何が早急に取り組んでいかななくちゃならないか、どういうことで特例債を使うかというのは、これから十分そういう見地か

ら取り上げていかなくちゃならない問題だなと、このように思っております。

それから、特老につきましては、悠々会でございますか、これが考えておるところの問題でございます。経過等につきましては、担当課長の方から申しあげたいと思います。以上です。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 特老の経過についてということでございますが、先ほど市長からありましたように、いわゆる第 2 期の事業計画の見直しという中で、今後見込まれるいわゆる要介護者の想定なり、あるいはそれ以外の施設がどういった形で寒河江市内に施設設置されるかということも包含しながら、第 2 期事業計画の中で計画をしたところでございます。

それで、今、市長から社会福祉法人の悠々会ということでありましたが、そちらの方から介護保険全体に対していわゆる熟知されているというふうな方ございまして、既に皆さん方御案内のとおりかと思えます。そちらの方から、それなりの事業計画を持って市長に協議といいますか、話をしてきた経緯がございます。そういうベースに基づいた中で今日にあるわけございまして、先ほど経緯については市長が申しあげたとおりでございます。以上です。



佐竹敬一議長 内藤 明議員。

残り時間わずかでございますので、簡潔にひとつ質問してください。

内藤 明議員 あと3分ぐらいありますので、有効に使わせていただきたいというふうに思います。

市長にぜひお願いしておきたいというふうに思いますが、質問の内容についてぜひお答えいただきたいなど、こういうふうに思っているんですが、勘違いしないでいただきたいというふうに思いますけれども、例えば住民の皆さんがこういうふうに言っていることについて、ですから具体的な例えば特例債は上限はどのぐらい使えるんですかと、こういうふうな話がありますよと、こういうふうに申しあげているわけですから、余り熱くならないで、そうしたことをきちっと踏まえて、計算したら半分ぐらいは使えるということであるならば、そういうふうにお答えをいただきたいと思いますし、ただ、いろんな幻想を振りまくということは余りいいことではありませんので、そのことをきちっとやっぱり踏まえていただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、端的にお尋ねしますが、やっぱり住民の意思の確認というのは非常に大事なことなんですね。いろんな場で話し合いもしている、あるいは議会もあるというようなことだったろうというふうに思います。議会は選挙が終わったばかりであります、合併についてだけ、あるいは合併についてすべて、もちろんこれを訴えて当選なさった方もあるというふうに思いますが、選挙公報なんか見ますと必ずしもそうでないというふうに思います。

したがって、やっぱり住民の意思がどこにあるのかということは、市長の何と申しますか、そうした受けとめ方からすれば、圧倒的に住民は合併だというふうに私はなるんだろうというふうに思います。何も恐れることはない。ですから、議会で皆さんがそれぞれ意見を聞かれているからいいとか、私がそっちこっちで意見を聞いているからいいでなくて、全体のものを把握するために、主観的でない客観的な事実をもってやっぱり進めていただきたいということを申しあげたいというふうに思います。

それから、もう一つ、合併しないと住民サービスができない状況が出てくるんじゃないかというようなことが言われました。

だからこそ合併しない場合の財政のシミュレーションを出してほしいということなんですよ。でなければ、住民は合併した方がいいのか、しなかった方がいいのかなんていうのは、一つのこれは大変重要な資料だというふうに思いますので、判断材料がなくなるでしょう。でないんですか。市長が住民だったら、市長、そういうふうには私と言われると思うんですよ。私が市長だったら、市長は多分そう言うでしょう。これは当たり前の話じゃないですか、そんなことは。

時間がありませんので、以上申しあげまして終わります。

散 会 午後 2 時 3 0 分

佐竹敬一議長 以上で一般質問を全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでございました。